

令和元年第2回設楽町議会定例会（第1日）会議録

令和元年6月4日午前9時00分、第2回設楽町議会定例会（第1日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 七原 剛	2 原田直幸	3 加藤弘文
4 今泉吉人	5 金田敏行	6 金田文子
7 伊藤 武	8 土屋 浩	9 山口伸彦
10 田中邦利	11 高森陽一郎	12 松下好延

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	澤田周蔵
津具総合支所長	村松静人	生活課長	久保田美智雄
産業課長	後藤武司	保健福祉センター所長	山崎裕子
建設課長	金田敬司	町民課長	大須賀宏明
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木智則

5 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

1 加藤弘文議員

(1) 町政活性化のための「子ども議会」の定期開催について

(2) 設楽町への山村留学制度導入の研究・検討について

2 原田直幸議員

(1) 設楽ダム建設に伴う水力発電事業について

3 田中邦利議員

(1) 猫の不妊・去勢手術費助成(補助)制度の創設について

(2) 子ども国保料均等割の減免について

- 4 高森陽一郎議員
 - (1) 設楽町自殺対策計画の意味する地域性について
 - 5 今泉吉人議員
 - (1) 町民のための行政の対応を問う。
 - (2) 災害発生時に伴う町道、林道など復旧について問う。
 - 6 金田文子議員
 - (1) 設楽町地域防災計画(平成30年2月修正)から、以下の各項目について質す
 - ①地震災害対策計画第3章中山間地等における孤立対策について
 - ②地震災害対策計画第7章町民のとるべき措置等について
 - ③調査・情報収集伝達にあたり、ドローン・SNS等新技術の導入について
- 日程第6 報告第4号
平成30年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 報告第5号
平成30年度設楽町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 報告第6号
平成30年度設楽町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 議案第47号
設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第48号
令和元年度設楽町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第11 発議第2号
特別委員会の設置について

会 議 録

開会 午前8時59分

議長 皆さんおはようございます。それではただいまから会議を始めます。本日は、皆さん「とましーな」シャツでの御出席をいただき、ありがとうございます。また、町執行部の皆さんも御協力をいただき、ありがとうございます。ただいまの出席議員は、12名全員です。定足数に達していますので、令和元年第2回設楽町議会定例会第1日を開催いたします。これから、

本日の会議を開きます。本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

5 金田 令和元年第9回議会運営委員会の委員長報告を行います。令和元年第2回定例会第1日の運営について、去る5月31日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告いたします。日程第1、日程第2は、従来どおりです。日程第3「諸般の報告」は、議長より例月出納検査結果、議員派遣の報告、陳情書の取り扱いについての報告があります。日程第4「行政報告」は、町長より報告があります。日程第5「一般質問」は、本日6名が一般質問を行います。質問は受付順で、質問時間は答弁を含め50分以内といたします。本日提案されている案件は、町長提出5件と議員発議1件です。日程第6、報告第4号から、日程第8、報告第6号までは一括上程いたします。日程第9、議案第47号から、日程第11、発議第2号までは、順次1件ごとに上程いたします。以上で委員長報告は終わります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で議事を進めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番加藤弘文君及び4番今泉吉人君を指名します。よろしく願いをいたします。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題とします。本定例会の会期は、本日から6月18日までの15日間といたします。御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。会期は15日間と決定しました。

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。議長として、例月出納検査結果、議員派遣及び陳情の取り扱いについて報告をします。始めに、監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、令和元年5月実施分の結果報告が出ております。事務局で保管をしておりますので、必要な方は御閲覧をお願いいたします。

次に、議員派遣について、会議規則129条第1項ただし書きの規定により、議員派遣を別紙のとおり報告をいたします。

次に、陳情書の取り扱いについてのお手元の議事日程にとじ込み配布して

ありますとおり、陳情 13 件を受理しております。議会運営委員会にお諮りした結果、陳情の受理番号 4、6、16 は「議長預かり」、受理番号 5 と 8 から 13 及び 15 の 8 件は「総務建設委員会付託」、受理番号 7 と 14 の 2 件は「文教厚生委員会付託」とします。以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第 4 「行政報告」を行います。町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長 皆さん、おはようございます。本日、議員各位におかれましては、公私とも御多用のところ、6 月議会定例会初日の開催にあたりまして、全員の方々に御参集をいただき、誠にありがとうございます。

一昨日の日曜日には、全国植樹祭に参加をいただきまして、誠にありがとうございました。

さて、まだ梅雨入りの発表はされてはおりませんが、今後、梅雨前線による集中豪雨等、自然災害の発生が危惧をされますので、的確に対応できるよう準備をまいります。

それでは、行政報告をさせていただきます。まず最初に、道の駅清嶺の状況についてであります。歴史民俗資料館並びに新道の駅は、5 月下旬から建築工事が本格化しています。一方、新道の駅の運営体制につきましては、地元組織を主体とした運営法人の設立を断念をして以降、新たな運営体制の構築を念頭に検討を進めてまいりました。この結果、売店とレストランといった利益を生み出せる部分については、テナント募集するという方針を固めました。テナントについては、6 月中に募集を開始し、9 月に事業者の決定を目指します。テナント料などは、できる限りハードルを下げて、町内の事業者の皆様にも積極的に応募していただける形が取れるよう、現在、募集開始に向けた最終調整を進めております。

次に、北設広域事務組合のごみ処理についてです。5 月 22 日の中日新聞に掲載がされました、北設広域事務組合のごみ処理の内容につきましては、3 月の一般質問で回答をさせていただいたところですが、少し補足説明をさせていただきます。北設のごみ処理について、東三河ごみ処理広域化計画に基づき、関係自治体と調整を進めてきました。しかし、分別方法の統一、また費用の負担などの調整がつかず、当面は、三重県伊賀市にある民間業者に委託をし焼却処分する方向で、現在、調整をしています。なお、中田クリーンセンターを中継施設として改修する課題もあり、委託の開始時期は決まっていますが、視察等を行いながら、最良の方法を北設広域事務組合で検討を進めていきます。今後、組合の議会で方向が決定次第、

皆様にも報告をさせていただきます。あわせて、東三河ごみ焼却施設の広域化についても、令和13年に向けて、引き続き検討をしておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、名倉にあります丸織紡績跡地にあたる町有地での太陽光発電について、報告をいたします。本年になりまして、静岡県にあります「株式会社イクト」及び「株式会社デイトナ」から、太陽光発電所建設の目的で、丸織紡績跡の町有地を借用したい旨、申請がありました。この土地は、現在、利用がされておらず、再生可能エネルギーの活用にも貢献できるということから、町としてもこれを許可をし、4月1日付けで、土地貸借契約を締結いたしました。「株式会社デイトナ」は、地域貢献にも前向きで、すでに災害用として発電機4台を町に寄贈をいただいているところでもあります。今後は、パネルの設置等に着手されると思いますので、御承知おきいただきたいと思います。

次に、町民の皆さんと町長との地区懇談会について報告をいたします。一昨年、昨年と実施をしてきました地区懇談会を、本年度も実施をいたします。6月19日の田峯農村環境改善センターを皮切りに、7月18日の津具総合支所まで、町内4地区で各地区2回開催を計画をいたします。今後、開催スケジュールについて、回覧等でお知らせをしておりますが、議員の皆様方も、多くの町民の方々が参加していただけるよう、御協力をお願いをしたいと思います。

本日は、6名の議員によります「一般質問」に続き、繰越計算書に係る報告3件、条例改正1件、一般会計補正予算1件を上程させていただきました。慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。なお、最終日には、設楽町防災行政無線デジタル化工事、新斎苑造成工事の2件の工事請負契約の締結議案を追加上程させていただく予定でありますので、よろしくをお願いいたします。

以上、議会定例会初日の審議に先立ち、行政報告とさせていただきます。
議長 「行政報告」は終わりました。

議長 日程第5「一般質問」を行います。質問は受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内としますので御協力をお願いいたします。

はじめに3番加藤弘文君の質問を許します。

3加藤 3番加藤弘文です。議長のお許しをいただきましたので、事前に通告いたしましたとおり2件について質問をさせていただきます。

1つ目は、「本町の町政活性化について」です。本年4月の設楽町議会議

員選挙では、2回連続の無投票となりました。このような傾向は全国的なものではありますが、本町の議会制民主主義が危機的な状況であることに変わりはありません。こうした状況を踏まえて、この4年間の中でさまざまな形で行政と議会の改善・改革をしていかななくてはならないと考えます。その中で、住民の議会への直接参加の機会を作り、町民の声を直接町政に反映していく場の設定を継続的に試みてはと考えます。そのために、町民の議会への直接参加の第一歩として、まず近隣の新城市で実施されている「中学生議会」の実践に学び、設楽町の未来を担う子供たちの声を直接取り上げ、町政に反映するような場、仮称「子ども議会」を定期的に開催し、町政の考え方、議会の役割を町民に具体的に理解していただく機会としてはどうかと考えます。

この提案を行うきっかけとなったのは、昨年度、設楽中学校の文化祭に参加する機会を得たことでした。そこでは、「設楽町をよりよい所へ設楽町活性化大作戦」と題して、生徒たちが「野生動物に会うナイトサファリ企画」、「自然を生かしたアスレチック施設の設置」、「ドローンのレース場の設置」、「ふるさと納税の返礼を体験で」というようなユニークな提案を総合学習の成果として次々に発表されていました。また、別のグループでは、設楽町内のツアー企画を発表したり、観光事業の活性化のために「設楽町の祭り」をまとめて発表したりもしていました。どの発表も、具体的に町政に反映する検討に値するものではないかと感じ、また中学生たちの設楽町愛を強く感じるものでもありました。

こうした声を具体化し、予算化を検討し、実現していくことで、町政への町民の参画意識を高めていく教育的な意義とともに、住民の声を真摯に生かそうとする行政及び議会の姿を町民に具体的に理解していただくことができるのではないかと考えます。設楽町のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、「過疎化・少子化に伴う学校教育について」質問します。急激な過疎化・少子化が続く中、平成27年度1月文部科学省が示した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きー少子化に対応した活力ある学校づくりに向けてー」を受け、昨年7月に本町でも「設楽町立小中学校適正配置検討委員会」が設立され、再び学校配置についての検討が始まりました。この組織が「先に学校統合ありき」としているのではないことは、設置趣旨説明やこれまでの答弁からも理解していますが、それでは、どのような対策を今後講じていこうとしているのか。その見通しについて町の見解を求めます。

まず初めに、設楽町立小中学校適正配置検討委員会の委員選任について、

学校教育とりわけへき地教育の専門的な見識をもった委員を選任することを要望しましたが、その後、どのような考えで委員の組織構成を行ったのかを問います。前述の文科省の手引きにも、適正配置の検討にあたって、近隣の大学などの教育研究組織との連携が必要としていることを踏まえて、答弁をお願いします。

次に、本年4月、当適正配置検討委員会より、「設楽町立小中学校適正配置に関するアンケート調査」が全世帯を対象に実施されました。5月10日締め切りとなっていました。調査の集計結果はどうであったのか回答願います。また、保護者アンケートは、別途行われたようですが、その結果も合わせて回答をお願いします。さらに、こうした集計の結果を当委員会はどうのように分析しようとしているのか、またしたのかについて答弁を求めます。

昭和の後半から平成にかけて、国策とも相まって、北設楽郡内の小中学校の歴史は、35校以上あった小中学校が、現在は11校となる学校統廃合の歴史でもありました。児童生徒数の減少を理由に100年近く続いた多くの学校が廃校となりました。しかし、振り返ると地域の学校がなくなること、地域の過疎化にさらに拍車がかかり、急激な地域の衰退を招いてしまったのではないのでしょうか。このような中で、地域の学校を残そうと抗うように創出された教育実践があります。それが、山村留学制度です。この自然豊かで、教育力の豊かなへき地での教育を求める都市部の子供たちを受け入れる制度です。その方法は多様ですが、この地域には、豊根村富山での15年にわたる寄宿舎型山村留学という豊富な実践事例もあります。もうこれ以上安易な統廃合を推進するのではなく、こうした制度の設楽町への導入について研究し、実現に向けて検討をしていく適期と考えますが、町の見解を求めます。以上で1回目の質問を終わります。

企画ダム対策課長 私からは、加藤議員の御質問の中で、「町政活性化のための「子ども議会」の定期開催について」の御質問にお答えさせていただきます。議員から御指摘のありました新城市の「中学生議会」の取組み、設楽中学校での生徒の発表は、共に若者の意見を聞ける大切な機会であり、特に設楽中学校の生徒が設楽町のまちの将来を考え、「設楽町をよりよい所へ設楽町活性化大作戦」の発表を行ってくれたことは、大変うれしく思っているところでございます。現在、町では、定期的に若者の意見などを聞く機会ほとんどありませんし、必要に応じて開催している状況でございます。平成26年度に設楽町まちづくり勉強会を、また平成28年度の第2次総合計画策定時に中学生会議を行っております。「中学生からどんな設楽町にしたいか。どんな町でくらしたいか」をテーマにして、設楽中・津具

中の生徒から出された意見・アイデアなどは、総合計画の各部会において検討し、総合計画に反映させていただいております。

子ども議会として定期的を開催していくには、児童・生徒の皆さん、また学校関係者の負担も発生することから、関係者とよく打合せをし、実施していかなければならないと考えております。そこで、少しハードルを下げて、若者の意見を聞くのであれば、児童・生徒と町職員、議員の皆さんと共通のテーマについて話し合うことや、議会の役割を理解していただくなら、議会を傍聴する機会を設けることなどを考えていただきたいと思います。以上でございます。

教育課長 失礼します。教育委員会から、議員御質問の2つ目ですね、「設楽町への山村留学制度導入の研究・検討について」について回答させていただきます。まず、小中学校適正配置検討委員会の状況について説明させていただきます。平成27年度に教育委員会制度が改正されて以降、本町では町長・教育長・教育委員を構成員とする総合教育会議において「設楽町教育大綱」を策定するとともに、学校関係者との意見交換等を経まして、「統合ありきではない小中学校のあり方について関係者の意見を聞きながら検討する。」、こういう旨の方針を共通認識として確認してまいりました。そうしたなかです。平成29年9月議会の一般質問に対する町長答弁としまして、「平成30年度中に学校あり方検討会、名前仮称ですけれども、を立ち上げ検討していく。」とのお答えをさせていただき、現在取り組んでいるところでございます。

というところで、1つ目の御質問についてです。こうした経緯を経まして、平成30年度に「設楽町立小中学校適正配置検討委員会」が立ち上がりました。委員の皆さんは、子育てサークル・保育園児保護者・小中学校児童保護者といった子育て世代の代表、小中学校の校長先生の代表、区長連絡協議会の地区代表、それから民生委員協議会の代表者、といった方々、総勢20名で構成されております。有識者や専門的見地を持った方を加えるという選択肢もございましたけれども、地域の実情に精通して、かつ今後の学校のあり方が直接影響してくるという若い子育て世代の思いを伝えられる、そういった町内ですね、地域の中の関係者の方々の御意見をベースに方向性を定める形とさせていただいたというところでございます。

2つ目です。アンケートの件ですね。アンケートにつきましては、児童生徒の保護者、学校の先生、中学生御本人、そして一般住民という4区分に分けさせていただきましてそれぞれ行ったというところです。回答率なんですけれども、ちょっと数字を述べますが、保護者の方々が65.1%、教員77.1%、中学生96.0%、そして一般の方々23.8%という結果になりました。

た。で、この集計についてなんですけれども、これを単なるひとまとめという整理では全く意味がなくてですね、この4区分の対象者別はもちろんなんですけれども、それぞれの地区ごとに分けて示すという形にしたいと思います。対象者それぞれのお立場とか立ち位置というのもありますし、田口・清嶺・名倉・津具といたしました地区ごとの特性とか位置づけというものもあると思いますので、そうしたものを踏まえて整理すること、これがこの町内の適正な学校配置を議論する上で重要なファクターであると考えているという理由からです。そうしたことからですね、実は集計に時間を要しておりまして、現時点で最終的な結果をまだここで御報告できないというところは誠に申し訳ないんですけれども、早急というか、今進めておりますので、集計・整理をしまして、その結果につきですね、適正配置検討委員会や総合教育会議等々を経まして、意見集約をした上で皆様に御報告させていただきたいと考えております。

3つ目の御質問に対してです。御提案いただいております山村留学制度ですけれども、留学されるお子さんと保護者の側にとってはですね、「生活とか教育環境の変化による健全な心身の育成」といったメリット、それから受け入れるこちら側の地域側にとっては「児童生徒数の充足」はもちろんなんですけれども、「山村都市交流それから移住定住への足掛かり」といったような側面もあるかと思えます。確かに、この当町ではですね、今年度、5つの小学校中4校、田口小学校以外ですけれども、が複式学級を有するというような状況となっておりますが、この制度がそういった事態の解消に貢献する可能性というのは充分あるとは考えます。山村留学をされてきた児童生徒さんとか親族の方々が、この山村地域の魅力に触れる中で、交流の促進、それから田舎暮らしへの転換というものに結びつくといったような期待ももっております。しかしながらその一方で、お子さんが親元を離れ単身で転入されるということになると思えますが、例えば、寮とかという施設整備とか、あるいは受け入れされる御家族、世帯というようなものの確保、そのほか本来の御家庭が担うべき生活指導等の代行といったような、健全かつ安定した育成・人間形成ですね、お子さんの人間形成のために着実に本当は整備しておかなければいけないというような、さまざまな体制づくりが必要だということも、同時進行、平行して考えなければというふうに思っております。

現在進めております適正配置検討委員会は、加藤議員に御理解いただいているとおりなんですけれども、「安易な統廃合ではありません。」を前提に協議を進めているのではなくて、地域にとって最も望ましいあり方について幅広く皆さんの御意見をいただき、募り、方向性を定めていくという

もあるんだなということも御承知の上での答弁をしていただいたと思います。ただ1点、なんでハードルを下げる必要があるのかなど。ハードルを下げるという言葉がありましたが、要するに傍聴してもらったらいんじゃないかとか、それからその件について、別途企画を特別にもってやっていくのがいいんじゃないかというふうな形で、子ども議会という形で、この議会の場に子供を呼んで、正式な場できちんと真摯に町の皆さんが答え、議員も一緒に考えというふうな場として、きちんと持つ必要が、私はあるのではないかなということで、今回、お話をしたわけです。児童生徒への負担という問題がありましたけれども、文化祭に向けてということで時間を費やして、おそらく子供たちが共に考えながら、グループで意見をまとめていったのだらうと思います。したがって、毎月というわけでもなく、また年4回というわけではなく、まず回数を少なくしてでも、こうした場で町長さん、副町長さん、教育長さんもみえる中で、各課長さんもみえる中で、そうしたことを堂々と発表しながら町政を考えるような場を作ることの意義というのは大変大きいだらうというふうに思っておりますので、そうした点でハードルを下げるのではなくて、こうした場に子供がきちんと参加するような、そういう姿を町民に見せることもまた重要なのではないかなというふうに思っておりますので、再度答弁をお願いしたいと思います。

それから、2つ目の山村留学制度についてであります。山村留学を始めるといふふうになると、必ず今のようなお答えをいただくことになるだらうと思います。「子供たちの健全な育成は大丈夫なのか。」「この地域で本当に受け入れられるんだらうか」という意味での検討を十分にしなくてはとて受け入れられませんよ。」というのが、どの地域でも同じであります。ただ、この制度はもう30年以上前から行われている制度であるわけですが、例えば富山の小中学校は廃校に伴って平成26年だったと思いますが、この制度を中断することになってしまいました。で、ただその時点での山村留学生は11名だったかと思います。最後の山村留学生。多くの都市の子供たちのニーズがそこにはあるのではないかと。残念ながら、愛知県下で山村留学を実施しているのは富山の山村留学のみでしたので、愛知県には山村留学がなくなりました。長野県だとか岐阜県だとか、さまざまな地域で山村留学が実施をされているわけですが、愛知県では0なわけです。今こそ設楽町が手を挙げて、都市のこうしたニーズに応えていく姿勢を示すことには大きな意義があるんだらうというふうに思うわけです。したがって、そうした意味で、慎重はもちろん、慎重を期さなくてはなりません。子供の育ちを補償していくための、そのための制度ですので、慎重に慎重

を期すことはもちろんですが、ここに、先ほど最初の質問で申し上げたように、研究をきちんとしていくと。実施に向けての検討がなされていくのかどうかというのが、今の答弁の中ではちょっと不明確で、「あるといいな。」ぐらいの、「あればいいな。」ぐらいの、「やればいいな。」ぐらいの認識ではなくて、切実な問題として、この山村留学制度の導入を考える立場に立っていただけるのかどうか。再度質問したいと思います。

それから、課長さんから、「中が少なくなってきたので外から補うというふうな安易な考えで山村留学を捉えることはない。」と、「ない」というふうに最後に否定してくださったので安心をしましたが、そんな意味で山村留学を捉えているわけではございませんし、山村留学制度というのは、そうした単純に少なくなったから外から補ってということではなくて、子供たちが都市部の中で、そうした環境の中で育ちにくい環境になっていることも含めて、このへき地、田舎が持つ教育力を子供たちに還元していくような、そうした積極的な立場で行われているというものです。山村留学というと、ほんとに子供が移動して数が多くなって、それだけで、「それが成果です。」みたいなことはあり得ません。富山小中学校での実践に、私も少なからず関わったわけですが、その中で育つ子供たちは富山を第2のふるさととして毎年訪れたりだとか、それから富山の力になりたいということ、そうした連絡をずっと取り続けているというふうな姿も見てまいりましたし、その中で育った子供たちが、もうすでに社会で活躍しているというふうな姿も見ております。また、地元の子たちも学級で1人、2人というふうな中から都会でのそうした感覚を持った子供たちに刺激を受けて、少ない人数ではありますが、他地域のことについて関心を持ったりだとか、それから他地域の文化も、文化とか考え方も一緒に共有するような場も設けることができていました。こうしたことを含めて考えるならば、教育的意味もその中にはきちんとあるんだということが実感として持っております。そうした意味で、設楽町が愛知県下で唯一の山村留学をもう一度立ち上げて実践をするという意気込みを、ぜひ示していただきたいというふうに思っておるわけです。

したがって、再度質問で申し訳ありませんけれども、山村留学について、導入について研究をし、実践に向けて検討をするという考えについて、あるのかないのかについて、お答えをいただきたいと思っております。以上です。

企画ダム対策課長 子ども議会の開催でございますけれども、将来を担う中学生からこの設楽町、地域の課題などの意見を聞くことは大変大切なものであるということには変わりないところでございます。で、先ほどのお答えの中で、ちょっと不十分な点があるかもしれませんが、決して子ども議会の

開催を拒むような答弁を申し上げているつもりではないつもりでございます。しかしながら、一方で、そうした子ども議会のような体験型の学習という面からいいますと、そういったことをするよりももっと重要なことがお子様にとりましても、そのことをどのように学校の勉強ですとか、あるいは自分の将来に繋げていくかということを考えるかと、そういったことのほうが重要ではないかと考えております。やはり、体験をすればいいということではなくて、その体験を、その後どう消化して自分が、御自身が学び取っていくのか、そういったことの高めていくほうが、お子様にとっては大切ではないかというふうに思っております。したがって、学校ですとか、子供さんのほうから、そうしたことを、子ども議会ですとか「そうしたことをしたい。」「取組みをしたい。」という声が寄せられたのであれば、町としても当然前向きに検討をいたしますけれども、町のほうから「こういったことをしましょう。」というようなことは、いろいろ行事等も詰まっておりますので、そういったことが増えるだけであまりいい結果にはならないのではないかとということも考えられるところでございますので、そういった、どのようにこう繋げていくのかというようなことを、また学校のほうの中でも考えていただくほうが大切ではないかと考えているところでございます。以上でございます。

教育課長 お答えさせていただきます。山村留学制度について、御質問を今回いただきまして、私も勉強する貴重な機会をいただいたところなんですけれども、そうしていろいろな、どういう状況が想定されるのかとか、それによっておいでいただいた方がどんなふうにその人の人間形成に役立つのか、それを受け入れる地域の子どもやお子さんですね、直接するお子さんたちにどういったようないい影響があるのかということも含めて、いろいろ考えさせていただきました。そうした中ですね、今、再質問の中には「都市のニーズに応える貴重なチャンスだよ。」「県内随一のチャンスだよ。」というような御意見もいただきました。それから「第2のふるさとになれば。」という、今後の交流へのステップになるよと、これは私もメリットとして先ほど申し上げたところなんですけど、そういうところの効果、メリットは確かにあるなということを含めて勉強をさせていただいております。そうしたなか、この地域の実情全体を考えていくなか、今の時点の話じゃないんですが、ほんとにここ、これから先には若い世代が少なくなるよと、町としての存続が厳しくなるよというような状況が出ているというのも、皆さん重々御承知のところだと思いますが、そうしたなかで、町が進める移住定住の対策がありまして、そうしたなか、若い子供さんたちが含む御家庭が入ってくればというようなところで、めざして進めているところも

ありまして、そういう部分で充足していければいいなというところが、まずは優先される場所かなというふうには思って、こういう答弁をさせていただいたところですが、しかしながら、先ほども議員は充分御理解いただいているかとは思いますが、決して否定したような回答はさせていただいたつもりはないというところで、メリットのほうは認識しておりますし、ゆくゆくはそういうところも踏まえてというところは必要な町の状況になることもあり得ます。というところで、先ほどもちょっと申し上げましたが、郡内にはほんとに優良な身近な事例もあります。それから、幸いに近いというところで、いろいろなお話等を伺う機会も手軽に聞ける機会もありますので、そういうなかで、こうした効果が今も表れているようなお話、それから進めるにあたっての今の設楽町の状況も踏まえたような取り入れ方、工夫等、さまざまにざっくばらんに聞くチャンスもあると思いますので、そうしたなかで、勉強していくというところはしていければというふうに思っております。

「教育的意味もありますよ。」というふうに言っていたいております。そういう部分も十分あると思いますので、そうした形で考えていければというふうに思っております。以上です。

- 3 加藤 再度御回答ありがとうございます。1つ目のことについてですが、子ども議会で体験的な学習はいいが、もっとほかに勉強することがあるんじゃないのというふうにも聞こえてしまったんですが、教育長さん、どうなのでしょう。こういうことを、こういう学びをすることの意味というのは、大変私大きいなというふうに思うわけですが、カリキュラム等があって、なかなかそれを組み入れるのは難しいこともあるかとは思いますが、こうした実践を設楽町の子供たちにさせていくことについて、教育長さんのお考えを最後にお聞きできればなというふうに思うわけですが、どうでしょうか。

それからもう1点、2つ目ですが、山村留学制度について、今お話あったんですが、移住定住等も促進しながらというふうに言われましたが、実は山村留学にはいくつかのタイプがあって、家族ごと設楽町のほうに移住をされて子供をそういう教育を受けさせたいということで、移住をするというふうな家庭が移住型の山村留学もあります。それから、里親ということで、こちらの住んでいる人たちが1人なり2人なりの子供を里親として、そこで住んでいただくなかで学校に通うというふうな方法。それから寄宿舎をきちんと建てて、これ富山がそういう形なわけですが、寄宿舎をきちんと建てて、そこで世話をする人たちをきちんと採用して、運営をして、そしてそこから学校へ通うというふうな制度。さまざまな制度がすでに全

国で実践をされているところでありますので、ぜひこうした研究について再度、「とても無理だよ。」というふうなことで切り捨てることなくですね、その意義をよく捉えて研究課題として、ぜひ今後とも研究を深めていただければというふうに思います。

教育長、申し訳ありません。1つだけその件についてお答えいただければと思いますが。以上です。

教育長 子ども議会の件でよろしかったですね。議員おっしゃるとおり、子ども議会についてはですね、教育的部分だけではなくて、一般にこうした大人の社会というか、先ほど議員さんがおっしゃられたとおり、町民の方に「そういう活動をしている。」「こういうことを思っている。」「考えている。」ということを発表する機会も大事だというような御意見もありました。確かにそのとおりでございまして、ただ議員さんおっしゃるように、定例的に開いたらどうだという御提案については、担当の方から申し上げたとおり、それなりの負担が生じるのではないかという懸念もあつての発言でございまして。確かにできるといいなというふうには思いますが、実態として学校のほうにこれをやってくれないかというところまで踏み込んで、学校のほうに言えるかどうかというのは、若干自分としては疑問があります。というのは、担当のほうも答えておりましたとおり、先生も御承知のとおり、いろんな授業の中でとか時間を割いて作る。用意をするというようなこともありますし、それからまた今中学生とは直接は関係ありませんけれども、指導要領等も変わってくるようなこと、先生方がそれによって忙しい。また多忙化解消の問題もあるというようなこともあつてですね、若干、消極的というふうに御理解いただきたいと思います。以上でございまして。

3加藤 難しいことはいくつもあるんだろうな。ただ、意義があるならばその難しい困難さを乗り越えていく。やれない理由をいくつもあげるよりもどうやったらやれるのかを考えるような姿勢をぜひ見せていただければと思います。

最後に、町長さん、この2件について御見解があればよろしく願います。

町長 それでは、私からもお答えをさせていただきます。まず1つは子ども議会については、教育長、また教育課長のほうからお答えをさせていただいたとおりだというふうに思います。そのなかで、私としてはやはり今問かけをしていただいておりますようにですね、子供たちの意見また考えを聞くという場を作ることは重要なことだということは思っております。で、こうした機会を作るということになりますとですね、いろいろ今申し上げたような課題等があるというようなことです。で、その課題を克服して積

極的に取組むのが教育行政の姿勢であるし、また子供たちの意見を反映させる大きな場になるのではないかという、そういった御意見ですので、私もそこは否定をするもんでもありませんし、そういった機会を作ることは大事なことだというふうにも理解をしております。したがってですね、これを進めていくためには、教育長も今申し上げましたようにですね、定期的に期日を定めて、年間を通してやっていくということになりますとですね、やはり学校の関係者、また児童生徒の皆さん方の意向、これがどういうふうに意向を把握すればいいかということも含めてですね、よくそういったことも関係者と内容等を詰めながら、そして実践に向けてやれる方法があるとするならばそういったことを取り入れて進めていければなど、こんなふうにも思っております。

そして、もう1件の山村留学についてであります。山村留学、実際に近隣の町村でもそういった事例があるし、過去にも行って来たという事例も私も聞いております。そういう山村留学体制を整える。また町外からの世帯ぐるみで子供たちが学校へ来てもらえるような形ができあがれば、これも移住定住対策に結びつくことですし、意義のあることだというふうにも思います。一方で、これ切り離して考えておかなきゃいかんだろうなと思うのは、あくまで移住定住に特化して、そのために人を呼び込む。そうして少しでも人口を増やす。そうした目的が1つあるのと、その一方では山村留学という、学ぶ子供たちの教育の場として、どううちの学校体制を整えて、受け入れて、そして来てもらう子供さんたちにも有意義な学校生活を送ってもらえるかというところを、こう1つずつ整理をしながら考えていく必要があるかというふうに思います。しかしながら、移住定住対策を進めていくひとつの町の魅力、そして外からの人たちが設楽の町へ行くと、学校という部分も充実ができて、そして学び舎としてのこうした場も整っておるところだから、この町へ行って住んでみようかねとか。そういう発案になってもらえるようなことも、我々が迎え入れる選択肢というか、幅を広くそういったことに繋げていく、そういったことが大事なことかなというふうにも思います。したがって、今すぐ、「じゃあ山村留学に取り組んでこれをやっていきましょう。」ということは、今ここでは申し上げられませんが、移住定住対策をやっぴり広めていく1つのカテゴリー、選択肢として学校教育の部分でもひとつの魅力化が図られる。そんな町だというふうに、外からの人たちも受け止めてもらえるように、そんなことも作っていく必要があるかなというふうにも思っております。私からは以上です。

3 加藤 ありがとうございます。町の魅力のことについてお話をされました

が、設楽町の教育は十分に東三河また三河の中でも少人数教育としてきちんと確立されて、実践をされている。魅力の1つであるという自信をぜひ持っていいのだということで、その教育をぜひ広げていくというふうな前向きな検討をしていただけることを望みます。以上で質問を終わります。

議長 これでは加藤弘文君の質問を終わります。

議長 次に2番原田直幸君の質問を許します。

2原田 おはようございます。2番原田直幸です。通告に従い、一般質問をさせていただきますけれども、この3月までは質問される議員さんを後ろから見ていまして、どう答弁をどうしようか考えていましたけれども、今日は執行部の皆さんに後ろから見られる立場になっており、非常に緊張をしております。頓珍漢な質問をするかもしれませんが、よろしく願いをいたしたいと思います。

私の一般質問は、「設楽ダム建設に伴う水力発電事業について」の1点であります。長い職員生活の中で、ダム対策室勤務も平成21年4月から4年間させていただいております。私が勤務した時は、ダム建設同意後の民主党政権時代であり、ダム事業の見直しでダム事業自体はほとんど進んでいませんでしたけれども、水没者の移転、生活再建に一生懸命取り組み、ほとんどの方の移転に携わってこれたことがよかったことだというふうに思っております。一方で、平成21年2月5日の建設同意から10年が過ぎ、私自身は町職員という立場から議会議員というふうに変わり、設楽ダム事業も5月20日の議会全員協議会で説明があったとおり、本年度はいよいよ設楽ダム本体工事の一部、基礎掘削に着手することになると聞きましたし、ダム本体の設計も完成間近であると聞いております。

また、建設同意時に交わりました37項目の確約事項は、国土交通省中部地方整備局や愛知県豊川水系対策本部において粛々と進められていると感じているところであります。

ただ、37項目の確約事項以外に、平成20年12月に設楽町長から設楽ダム工事事務所長へ要望し、回答を得ました「設楽町の自然エネルギーの活用について、設楽ダムを利用した水力発電への協力について」があります。設楽ダムの本体が、本格的に着手されますと余程のことがない限り、水力発電所の設置等、工事内容を変更することは不可能だと思われるので、ダム本体の設計が完成する前に水力発電事業の現状がどうなっているかをお聞きしたいというふうに思います。

始めに、私は、設楽ダムは多目的ダム法によるダムであり、水力発電事業がその目的に入っていないため、管理する国土交通省が管理利用するための発電しかできないというふうに認識をしてきましたけれども、それは現状も変わっていないかということを確認をしたいというふうに思います。

次に、平成20年の町から国への要望時点での町の姿勢については、「町独自の計画・推進は財政的にも厳しい状況」であるとし、町が水力発電の受益を受けられるようにしてほしいという立場でしたけれども、要望から10年が過ぎた現在はどのような考えなのか、お聞きしたいというふうに思います。

次に、町としても水力発電の受益を受けるために、発電事業に対する検討を行っているというふうに思いますけれども、現在の状況はどうなっているのか、次の4点についてお聞きしたいというふうに思います。

1つ目として、先程も述べましたように、本年度ダム本体の工事の一部基礎掘削に着手し、ダム本体の設計も完成間近だとすると、事業者である設楽ダム事務所と協議を行っていかないといけない状況だというふうに理解をしていますけれども、現在の状況はどんな具合でしょうか。

2つ目として、水力発電の検討をしていくうえで、発電量は何kWまで可能なのでしょうか。設楽ダムとしては、何kWを予定している状況ですか。また、その根拠となるものは、放水量等を検討した結果なのか教えていただきたいというふうに思います。

3つ目として、平成20年の要望時点では、発電した電力を町の公共施設等へ有効利用したいとしていましたが、そのお考えに変わりはないですか。

4つ目として、水力発電を検討していくうえで、先進事例の取り組みを参考にすることは、大変大事なことだと思いますけれども、例えば市町村がダムを利用した水力発電事業の事業主体になっているような事例はありますか。事例があれば、その研究を行っているか、お教えいただきたいというふうに思います。

次に、設楽ダムを利用した水力発電事業では、発電による儲かるとか、儲からないとかいう検討のほかに、克服していかなければならない課題も数多くあると思われまます。それはどのような内容で、どのような検討がなされているのでしょうか。

以上、いろんなことをお聞きしましたけれども、もう一度、最後に確認の意味で、町として発電事業に対して、どのような対応をしていくのかをお聞きしまして、1回目の質問とさせていただきます。

企画ダム対策課長 原田議員から、ただいま「設楽ダム建設に伴う水力発電事業」につきまして、大きく分けて5項目、またその中で項目を分けての御

質問もありますので、全部で8点の御質問をいただきました。最後の町の対応の確認につきましては、町長がお答えさせていただきますので、私からはそこまでの7点についてお答えをさせていただきます。まず1点目の、設楽ダムにおける水力発電の、原田議員の認識のご確認でございます。設楽ダムにおける発電施設の設置につきましては、議員の御認識のとおり、現在のところ、検討が行われているのは国土交通省の管理用発電のみと聞いております。ただ、法的には、発電の用に供する者は国土交通大臣に限られるというわけではないとも聞いております。

次に、町の発電事業に対する姿勢はどうかということで、平成20年の国への要望時点と、要望から10年経過した現在は変わりはないかといった御質問でございます。これにつきましては、水力発電につきましては、平成20年に国、設楽ダム工事事務所長でございますが、へ「設楽ダム建設に係る要望について」の中で要望しており、同年に国から回答の中で「水力発電利用の実現に向け支援・協力をを行う」と回答をいただいたことにより、これまで取り組んでまいっております。国への要望以降は、平成20年度の設楽町エネルギービジョン、平成25年度の設楽町省エネルギー及び再生可能エネルギー基本条例において方向性について示させていただいているところでございます。また、2011年の東北の震災を受けたことによりFIT法が改正され、売電収益の計画が立てやすくなったことや他の自治体の先進事例があったことで、本年3月に役場内で組織しております設楽ダム本部員会議におきまして、改めて町として発電事業実施に向けて積極的に検討を進めて行くことを確認したところでございます。

次に、町として現在の小水力発電事業に対する検討の状況についてでございますが、これに関しましては、さらに4点の御質問をいただいております。まず1点目の設楽ダム事務所との協議の状況ということでございます。これにつきましては、国とは、発電事業の可能性について相談を始めている段階でございます。今後も小水力発電の検討について、必要な調整を進めてまいります。

2点目の発電量につきましては、設楽町省エネルギー及び再生可能エネルギー基本条例で、水力利用の出力は、1,000kW以下と定められておりますので、この基準で検討してところでございます。

次に3点目、平成20年の要望時点では、発電した電力を公共施設等への有効利用をとということで、その考えに変わりはないかということでございますが、水力発電で発電した電気につきましては、現在、公共施設などへの有効利用のほか、FIT、これ再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度でございますが、これの可能性なども含めまして、町への有益性も考

慮しながら、関係者にも御理解いただけるような方法を検討していきたいと考えているところでございます。

4点目としまして、先進事例の取り組みにつきまして、その研究を行っているかということでございますが、町で行っているところでございますが、和歌山県の有田川町が町営で小水力発電事業を行っております。この事業概要につきましては、2016年の2月に運転を開始し、事業費は約2億8千万円、最大出力199kW、発電による売上高は年平均4,300万円で、事業費の償還がおおよそ7年で事業費の償還ができる見込みというようなことも聞いておるところでございます。また、有田川町では、この売電益を環境型社会の構築と自然エネルギー推進基金に積み立てて、太陽光発電設備ですとか、太陽熱発電給湯器設置に補助金を支給しているとのことでもございます。

次に大きな項目の4つ目の課題に対する検討状況ということでございますけれども、現在、発電事業に関して検討しておりますが、実施にあたりまして、FIT制度、電気事業法、特定多目的ダム法など関係する法制度も多く、必要な手続きやクリアしなければならない課題も多々あると思われるので、不明な点や、課題の整理を、国、県へ意見を聞きながら進めている状況でございます。また、発電所の建設費用や採算面、発電事業に係る事務手続きなどについても、他の事例を参考に検討しつつあるところでございます。さらに設楽町の体制としましては、職員配置などの課題もあると思っております。私からは以上でございます。

町長 それでは、原田議員の水力発電についての確認というか、今までのこうした背景、そうしたことも職員として業務に携わってみえた、そうした立場の中で、いろいろこうした状況も御承知の中で、私どもに改めてこうした質問をしていただいたというふうに理解をしております。御承知のように、設楽町がこの設楽ダムを受け入れる際、将来にわたって設楽町のため、また設楽町民のために、このダムの有効利活用ができる方策を探りながら、それに結びつくようないろいろな諸条件、また考え方、そうしたものを国に示し、そして県ともにこういったことへの対応を図るという裏付けをもって進めてくる。そういう時が、過去受入れの時にありました。そうした諸事業を行う際のいろいろな事業を水源地域整備、また水源地域振興整備、そういったものと絡めて、最後のどうしてもこの1点、水力発電というものをなんとか設楽町の町に有益的に使っていけるように、これを活かしていきたい。その思いでこの1項を加え、国土交通省中部地方整備局とこうした約束を取り交わした。そんな経緯であることは御承知のとおりです。で、今後ですね、やはりこうしたことを実現化していくために、具体的に

今申し上げておりますように、設楽ダムを利用した発電、これを町の将来にわたってどう活かすか。例えば、移住定住に結びつけていく。設楽町の利益として、この町の人たちが有益な形を有効的に利用できる。そんな形に繋げていくことを念頭において、これからも対応をしていきたいというふうに考えております。そのためには、今、課長申し上げましたように、まだ多くの課題、そして調整事項があります。例えば法律の改正まで及ぶことも必要なのかな。そんなことも含めながら当事者、国、県とも一緒になってこれの対応に向けて進めてまいりたいと、こんなふうにも思っております。そして今後、この役場庁内で、我々の独自として、町の考え方、そうしたものも検討をし、まとめていくことが急務であるというふうにも理解をしております。そして町民の皆さん方、そして国、県、下流市、そうした関係者との調整をこれから具体的に進めていく。そんな状況となっていることということで、お答えをさせていただきます。以上です。

2 原田 いろいろお答えをいただきました。その中でですね、いろんな課題があるということでお聞きをしておりますけれども、実際、本体の設計がいつまでにできるかというのは、ちょっと私のほうも把握をしてないんですけども、それまでにはある程度の協議が整わなければいけないというふうには思っておるわけですけども、本体の設計がいつ頃までにできて、それまでの協議の状況というのはどんな予定なのか、お教えいただけたらというふうに思います。

企画ダム対策課長 まだ具体的な年度とか、そういったものは私たちも確認はしてないところがございますけれども、ただいま町長が申しましたように、まずは庁内での検討を急いで行うと同時に、関係の皆さんとの協議等も合わせて進めていくというところをしていきたいと思っております。

2 原田 時期的な部分はまだ未定な部分が多分にあるかと思っておりますけれども、それぞれの部分でお示しができる部分がありましたら、ぜひともお願いをしたいというふうに思います。

2 点目ですね、先ほど他の町村で和歌山県の有田川町の事例を出して説明をしていただいていたわけですけども、その有田川町の水力発電量が確か 199 というふうにお答えをさせていただいたというふうに思っておりますけれども、そうすると設楽ダムは町の方針でいうと 1,000 kW ということで、5 倍あるわけです。で、そうすると、収入のほうもですね、4,800 万の 5 倍で 2 億ちょっとあるというような状況になると思いますので、ぜひともですね、私はそういうことを積極的に進めるべきだというふうに理解して、先ほどの答弁もそういうことだというふうに思っておりますけれども、

それについては間違いないかということだと思うんですけども、いかがでしょうか。

企画ダム対策課長 発電量につきましては、先ほど申しましたように町の条例の中でこういった決めがございますので、その中での検討ということでございますけれども、実際に発電の電力につきましてはエネルギーになりますけれども、当然落差ですとか、流量、こういったものが関係するわけでございますけれども、まだ設楽ダムの水の運用というものが実際具体的にどうなっていくかというのは、まだ確認ができてないところでございまして、有田川ですとか、そういったところの近隣、そういったところのダムから想像するといいますか、想定しますと、設楽町のそういった1,000kWというような数字というのも期待できるのかなというようなところの、まだ想定でございますので、まだ具体的な金額面での収支とか、そういったものは具体的には出せないのかなというのは現実的のところでございますけれども、いずれにしても、そういった収入とか、町にとって有益とか有効性があるものであれば、ぜひともそういったことで進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

2 原田 今、これからの検討の中で利益が出るか出ないかという部分も含めてですね、検討されるというお話だったんですけども、有田川町の事例を聞きますと、多少なり利益が出ているという状況だそうです。でですね、これはですね、今後、この質問ができるかできないかもわからないので、最後をお願い等含めましてですね、質問をさせていただくわけですけども、先ほどですね、売電することで、町長のほうから、移住定住等にしたいというようなお話をいただいております。でですね、確かにいろんな使い道はあるかと思うんですけども、私自身の考えとしてはですね、この売電益をですね一般財源化するのではなくてですね、設楽町で設楽ダムという形でですね犠牲を払われた方々、かなり多くの方々がおみえになると思いますので、ぜひですね、ダムの恩恵ということで、直接的にですね、各世帯等にですね、恩恵が受けれるような形にしていだけるような検討をですね、一緒にしていだければというふうに思っております。例えばですね、全世帯の電気代の一部を補助するとかですね、もう町民の医療費をただにするとか、まだ発電までにですねかなり時間がありますので、ぜひですね、そういう検討もしていただきたいと思います。私自身はですね、決してばらまきがいいというふうには思いませんが、その点だけはですね、ぜひそういう形で、ばらまきの行政になってしまうかもしれませんけれども、ぜひそういう点も検討に入れていただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

町長 今いろいろ御提案をしていただきました。私もですね、町にとって利益としてあがってくる部分というものがどれくらいあるか。そういったことは先ほどから申し上げておるように、よく研究をし、具体性を持って現実化できるものなのかどうか。また町にとってどういうシステムで行ったら有益性に繋がるのか。そういったことも含めて検討していきたいというふうにも思います。で、例えば、今言われたようにですね、売電なら売電するということになって、それが設楽町の権利として保有ができる電力なのかどうか。そういったことも含める中で決めていこうとするわけですが、仮にそれが町のために財源として残りうる、そういったものに適用ができるとするのであれば、これを例えば電力を使用してでの運用を図るため基金制度設けて、そこで特定財源として確保する方法。で、その財源を地域の人たち、町の人たちにどう活用できるか。そういったことも、これから考える中で計画を作り、そして具体的な方針ということで、国そして県、下流域の方々との調整にも臨んでいきたいと、こんなふうにも思っております。したがって、これからの町にとって、将来設楽町にとって、このことが恒久的に財源として確保できるような、そんな運用ができていけるように努力していきたいと、こんなふうにも思っております。以上です。

2 原田 ぜひともですね、実現に向けて努力していただけるようお願いを申し上げます。私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 これで、原田直幸君の質問を終わります。

お諮りをします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時38分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に10番田中邦利君の質問を許します。

10 田中 「猫の不妊・去勢手術費助成(補助)制度の創設について」質問をします。猫は、人を癒し、生活を潤す素晴らしい存在です。しかし、適切な飼養・管理がないと、いたずらに数を増やし手がつけられなくなったり、捨て猫・野良猫の増加につながったりします。

選挙中、町民の皆さんのさまざまな声を聞きましたが、ペット飼養に関する現状や意見についてもいろいろ知る機会となりました。猫を不妊・去勢手術せず異常に数が増えてしまい、劣悪な住環境や生活破壊、経済的破綻に陥っている多頭飼育崩壊世帯の惨状、捨て猫、特に子猫や野良猫の増

加、糞尿による悪臭・衛生問題などの苦情などでした。高齢化が進むにつれて、こうした問題はいつそう広がっていくように思われます。

動物愛護管理法は、ペットと暮らす飼い主に、動物の健康と安全を確保すること、動物が人に害を与えたり、迷惑を及ぼすことのないようにすること、また、みだりに繁殖することのないよう不妊去勢手術を行うことなどを求めています。平成24年の同法改正では、ペットを生涯にわたって飼い続けること、飼養・管理、飼養は使う使用ではなくて飼い養うという意味の飼養であります。に困った犬猫を保健所は安易に引き取らず、必ず代替りの飼養者を見つけること、譲渡をつのり殺処分0をめざすことなどを決めました。おりしも今国会でも、動物愛護法の改正があり、ペットの飼養者責任をより明確にするために、マイクロチップの装着を義務づけた。り、殺傷、虐待、遺棄などの罰則を「5年以下の懲役または500万円以下の罰金」に強化することなどとなりました。

ペットは今や家族の一員と言われていています。多頭飼育崩壊や捨て猫の増加など、人間の都合で不幸な猫を増やさないためにも、動物愛護法が求めている望ましい飼養管理のあり方を実現するためにも、飼い猫、所有者不明猫を問わずの不妊去勢手術が必要です。それは、将来、地域が野良猫を共同飼養管理する地域猫活動にも必須となってくるでしょう。以上の趣旨から、以下、質問します。

1 町としても動物愛護法などの法律を受け、ペットの適正管理、飼養者への指導、環境衛生の保持などに取り組む責任があると思います。しかし、まずその実態を知る必要があります。法制度に基づく取組みの前提として、多頭飼育崩壊世帯や所有者不明猫、野良猫の実態を把握する必要があると思います。どのように把握しているかお尋ねをします。

2 平成24年に、終生飼養義務、殺処分0をめざす動物愛護法改正があったわけですが、きちんとしたペットの扱い方が未だ意識されるようにはなっていません。そこでこの場で、あらためて、法の趣旨と概要、県の猫適正飼養・管理ガイドラインについて、説明をお願いします。

3 前述のように、不妊去勢手術の必要性を申し上げましたが、法制度に基づき、猫の殺処分0を目指す自治体が増え、県内においては、猫の不妊去勢手術への補助や保護団体への助成などを行う自治体が増えています。そのような補助制度を実施している市町村の状況並びに数はどうか、お尋ねをします。

4 飼い主にはペットを生涯にわたり飼養する責任があります。犬や猫を捨てるのは犯罪です。多頭飼育崩壊や所有者不明猫の問題が地域問題、社会問題として常態化している今日、殺処分されてしまう不幸な命が生まれ

ないように、人と動物が互いに共生できる町づくりを目指し、不妊去勢手術への補助制度を検討する時期がきているように思います。もちろん、ペットを飼養していない町民との公平性も配慮する必要がありますが、町に補助制度創設の用意はあるか伺います。

5 また、行政が引き取った猫の大部分が殺処分される実態を明らかにし、終生飼養義務、所有者明示などについての啓発をする考えはないか、お聞きします。

次に、「子供の国保料均等割の減免について」質問します。私はこれまで、高すぎる国民健康保険料のこれ以上の引き上げを抑え、さらには引き下げを要求し、1兆円の公費負担によって社会保険や協会健保並みの国民健康保険料を実現すべきだと主張してきました。国民健康保険料の算定は、所得割、均等割、平等割を合算した額として求められます。このうち均等割にあつては、加入者全員に賦課される仕組みとなっています。平成30年分の設楽町国保の均等割額は年間24,900円であります。24,900円は、加入者の1人として数えられる子供にも賦課されます。そして、均等割の内訳は医療費分、後期高齢者支援分、40歳からの介護納付分でありますから、子供も後期高齢者支援分を負担するという理解しがたい仕組みになっています。オギャーと生まれた途端に保険料が賦課され、子育て世帯で子供が多いほど負担が重くなるという現行保険料のあり方に疑問の声があがっています。

社会保険の場合、収入に応じた保険料を労働者と会社が折半し、扶養家族が何人でも保険料は変わりません。けれども、国保は均等割があるために、世帯人数が多ければ多いほど、保険料が高くなる仕組みになっています。子育て世帯の負担軽減を図るために、せめて、子供分の均等割は減免を行うべきではないかと思えます。

全国知事会では、「平成31年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」の中で、子供に係る均等割保険料軽減措置の導入を国へ要求しています。国保基盤強化協議会でも、均等割保険料の軽減措置の導入について引き続き議論していくこととしています。国保の都道府県単位化で、平成30年度から国保に対する国の財政支援が拡充され、その財政支援の一環として、子供の数に着目した交付金が交付されるようになっています。こうしたことから、均等割減免を実施する市町村が拡大しているのです。そこで、以下、質問するものです。

1 国保料均等割について私なりの解釈を述べましたが、その仕組みはどうなっているか、町の認識するところを簡潔に説明していただきたい。また、均等割と、世帯ごとの平等割は国保にしかない制度だと聞くがどうか、

お尋ねします。

2 均等割は、国保加入者1人当たりすべてに加算されますから、赤ちゃんでも負担することになり、子供の多い世帯ほど負担が重くなります。子育て支援、少子化対策と逆行する形になっていませんか。しかも、お答えください。

3 町の国保料算定において、均等割の一人当たりの金額はいくらでしょうか。内訳である医療費分、後期支援分の金額はいくらか。また、18歳までの国保被保険者数は何人か。その均等割総額はいくらになるか。明確にお示しください。

4 均等割減免を実施する市町村が拡大していると申し上げましたが、全国並びに愛知県下の市町村の実施状況はどうか。また、少しふれましたが、均等割に対する国保基盤強化協議会、全国知事会の動向はどうか、お尋ねをします。

5 私の推計では、当町において220万円弱で、18歳までの子供の均等割が全面的に減免できる。50%軽減ならば100万円弱でできると想定されます。財源的にも実現可能であり、よって、子育て世帯の負担軽減と少子化対策として、均等割減免を実施する考えはないか、伺います。

以上をお尋ねして、第1回目の質問とします。

生活課長 それでは、生活課より、田中議員からの「猫の不妊・去勢手術費助成（補助）制度の創設について」の質問に回答させていただきます。1点目についてお答えいたします。把握についてですが、生活課では、飼い猫、捨て猫、野良猫などの設楽町内の状況、また、飼い猫が去勢や不妊手術を受けているのかなどの調査は行っていませんので、現在、町内の猫の状況は把握はできておりません。そして、猫の糞尿による悪臭、衛生問題についても、同様に調査を行っていないため、どの程度の行政区で問題となっているのかも把握できておりません。ただし、近年は生活課に町内の各区長さんからこうした猫に関する苦情を受けたことはありません。猫に関しての通報があるのは、死亡した猫の片付け依頼が主であります。

2点目についてお答えいたします。まず質問に関する法律は、動物愛護管理法のことと判断し回答させていただきます。動物愛護管理法は、正式名称は「動物の愛護及び管理に関する法律」ですが、当初は「動物の保護及び管理に関する法律」として制定され、平成11年の改正により現在の名称に改称されております。その後は、平成17年と平成24年に法律が改正されておりますが、日本にはこの法律が制定される以前から、家畜伝染病予防法ですとか狂犬病予防法など動物に関する法律は数多く制定されておりましたが、ほとんどが動物を利用する人間への安全性や優位性を担保す

るもので、動物に対する配慮は特になされていなかったようであります。戦後のペットブームや動物保護活動の世界的な広がりなど社会情勢を受けて、動物保護と動物による人の生命等に対する被害防止の見地により、動物に関する総合的な措置が必要になってきたことからこの法律が制定されたと聞いております。主な内容につきましては、動物愛護の基本原則を動物は命あるものであり、人は誰も動物をみだりに殺し、傷つけ、苦しめることのないようにする、また、人と動物との共生に配慮して、その習性を考慮して適性に対処とした上で、人間社会の中で動物を取扱う場合の基本的な考えを動物愛護管理法は示しておると聞いております。

また、愛知県に確認したところ、愛知県では猫適性飼育管理ガイドラインというものは整備されていないようですが、愛知県のホームページでは、猫を飼っている方への啓発と、飼い主のいない猫について、猫と幸せに暮らすための方法をまとめた「猫の適性飼育ガイド」を作成しております。愛知県が願っているのは、猫を飼っている方には自らの意思で猫をペットとしているので、飼い主に対しては適正な飼育をお願いすると。そして飼い主のいない猫に対しては、愛知県では法に基づき引き取りを拒否しているため、排除するのではなく、命あるものとしてとらえ、地域の中で猫を「適性管理する」ことで地域住民との共生を認め、自分たちの地区の問題として、トラブル解消、環境美化を図っていく方法を推奨しています。その方法として、愛知県は地域猫活動を支援するという事で聞いております。

3点目についてお答えいたします。先の田中議員の新聞「かわら版」でも情報を提供していただいておりますが、愛知県内では50自治体中17の自治体が補助制度を実施しております。なお、補助制度を実施している17の自治体中7つの自治体は、飼い主のいない猫のみ補助対象とし、飼い猫に対しては補助はしておりません。一般的な去勢や不妊手術の費用は、不妊手術費用が、20,000円から35,000円程度、去勢手術費用が15,000円から25,000円程度のようにあります。各市町村で補助制度の内容はさまざまですが、特徴は飼い猫と飼い主のいない猫では補助が大きく異なることにあります。飼い猫は自らの意思でペットとしているため、自らで対応すべきとし、飼い猫については補助をしない、または補助額を下げているのが実態であります。例えば、名古屋市の場合は飼い主のいない猫に対しては、去勢が10,000円補助、不妊については20,000円補助としているのに対し、飼い猫は去勢が1,050円補助、不妊が2,100円補助となっております。東三河地方では豊橋市と豊根村の2つの自治体で補助しておりますが、豊橋市では飼い主のいない猫のみに補助対象とし、飼い猫については補助をし

ておりません。飼い主のいない猫の補助対象として去勢が 5,000 円補助、不妊が 10,000 円補助。豊根村は飼い猫の去勢が 7,500 円以内、不妊が 15,000 円以内、飼い主のいない猫が去勢が 10,000 円以内、不妊が 20,000 円以内としております。豊橋市の実績は平成 30 年度につきましては、飼い主のいない猫の去勢が 15 件、不妊が 40 件と聞いております。効果としては不妊手術をしたほうが効果が高いとの分析をしていると聞いております。豊根村の実績は平成 29 年度からこの補助制度を創設しましたが、平成 29 年度も 30 年度も飼い主のいない猫に対する補助は行っていないそうです。飼い猫に対しては、平成 29 年度が去勢が 2 件、不妊が 4 件、30 年度が去勢が 3 件、不妊が 5 件、補助したそうであります。

最後に 4 点目についてお答えいたします。現在の状況としましては、最初に説明したとおり、町内の猫に関する状況を把握していませんので、各行政区長さんを通して現在の猫の状況、また、地域で飼い主のいない猫の状況、問題が発生しているのかを、今後聞き取り調査などを行った上で、検討をしてまいりたいと考えます。なお、今後、猫を飼っている方、猫を飼おうとしている方には、猫の飼い方、終生飼育義務、所有者明示、健康管理等についても、広報等を活用し啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

町民課長 「子どもの国保料均等割の減免について」お尋ねがありました。5 項目ほどになっておりましたので、順番にお答えしたいと思います。国保では、前々年度までの給付実績によりまして、その年に係る給付の費用を推計するわけなんです。これの約 50%、半分を被保険者が負担することとなっております。残り半分は公費負担ということになります。そのうち約 50%分を均等割と平等割で負担することとなっております。その内訳は、約 35%が均等割、約 15%が平等割となっております。均等割は世帯の被保険者数に対して料率、これ 1 人あたりいくらという金額になるんですが、それを人数に乗じて賦課しております。で、町税とか後期高齢者医療保険などは個人に対して賦課するものですが、国保は世帯に対して賦課しますので、国保という平等割が他の税とかの均等割の考えに近いものとなりますので、国保の均等割というのは独特の考え方といえるかなと思います。

受益に応じて等しく被保険者に賦課するという考え方からすると、たとえ赤ちゃんであっても医療の給付を受けるわけですから、このような仕組みになっております。ただし、高額所得の事業主は別として、一般的な事業主さんなどにとっては子供が多い分だけ負担が重くなっているのは事実であると認識しております。

平成31年度の賦課、今年度の賦課ですが、本算定というんですが、これは例年どおり7月の頭となりますので、平成30年の実績でお答えしますと、均等割の1人当たりの金額は医療給付費分が17,000円、後期高齢者支援金分、それから介護納付金分が共に7,900円となっております。18歳までの国保被保険者数は、平成31年4月1日現在で82名おります。で、18歳までの被保険者の均等割の総額につきましては、電算システム上でのシュミレーションを試みようとしましたが、所得要件による7割、5割、2割軽減の判定とか年齢による絞込みがちょっと不可能であったため、正確な数値を出すことはできませんでした。このため、目安としまして単純に医療給付費分の17,000円と後期高齢者支援金分7,900円、これ30年度賦課の数字ですが、の合計額24,900円に82名を乗じた場合は2,041,800円、これが18歳以下の均等割の総額となります。

愛知県国民健康保険課にですね、全国の実績とか尋ねたんですが、全国並びに愛知県下における独自の子供に対する均等割の減免措置の実施状況をまとめたものは示されていないということでした。こういう調査はまだ行ってないそうです。そういうことでありましたので、インターネットで検索しましたら、日本共産党が平成31年3月7日に「赤旗電子版」において、全国で25自治体、愛知県下では一宮市、大府市、田原市の3自治体という内容が掲載されておりました。で、この点について県の国保課に聞いたら、やっぱり県のほうもこの3市についてしか、ちょっとまだ把握してませんという回答でした。で、全国知事会、全国市長会、全国町村会の代表が構成員となっております「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」、いわゆる国保基盤強化協議会においては、平成27年2月12日の議論の取りまとめの中で、子供に係る保険料の軽減措置の導入とか地方単独の医療費助成に係る国庫負担金の減額措置の見直しといった地方からの提案について、引き続き議論していくこととされました。で、先ほど議員言われたとおり、全国知事会においても、国の施策並びに予算に関する提案・要望（社会保障関係）」の中で、子供に係る均等割保険料軽減措置の導入を国へ要望しております。

設楽町における子育て世帯の均等割負担減免措置については、御指摘のように財政的には全面的に減免しても200万程度なので可能な範囲ではありますので、すでに実施されている他市町村の状況を参考にしながら検討する必要があると思っております。ただし、制度の実施時期については、本算定が来月7月に迫っておりますので、次年度に向けての検討となります。検討の中では、子育て世帯以外の被保険者世帯や協会けんぽ、健保組合、共済組合等との兼ね合いを踏まえて、町の国保運営協議会の皆さんに

もよく相談しながら、国民皆保険制度の負担の公平性を図ることができたらと思っております。特に移住定住推進を考えた場合、対象者として個人事業主が多いことが予想されますので、総合戦略における新たな施策として前向きに検討したいと思っております。以上です。

- 10 田中 質問の1つ目、猫の不妊・去勢手術につきまして、いろいろ御丁寧に生活課長答弁していただきましたが、最後のところでですね、不妊去勢手術への補助制度についてのお答えがなかったように思います。肝心要のところは抜けておりますので、これをどう考えるのかということですが、その点お答えいただきたい。

生活課長 最後の補助制度の創設につきましては、現在設楽町生活課のほうで猫の実態が把握できておりませんので、今後区長さんを通して聞き取り調査など進めて、猫の実態を調査した上で、田中議員が言うような地域で猫に対する苦情が多いということになれば、そうした猫に対する助成についてを検討してまいりたいと。実態に応じて検討してまいりたいというふうに考えております。

- 10 田中 実態調査をやっていただけるということで、それはひとつ確認をしたいと思えます。

それですね、実態調査と同時に、生活の中にそういうペット飼養に関するセクションがあるのかどうかについてもあいまいなんですけど、例えばいろいろな苦情だとか相談、そういうものの窓口、窓口は生活課だと思うんですけど、その苦情や相談の相手になってくれる。窓口になっていただける方をちゃんと定めておっていただけるのかどうか。そこはどうでしょう。

生活課長 生活課には環境担当の職員がおりますので、そちらのほうでこういった猫ですとか犬に対する苦情の担当受け付けておりますので、そちらのほうで担当させていただきます。

- 10 田中 相談、苦情の受付は環境課の担当職員がやっていただけるということも確認しておきたいと思えます。ぜひ町民の皆様方の中で、そういう問題がある方は、ぜひここへ御相談をいただきたいというふうに思います。

今、実態調査から始めなければならないというような状況をお話ししていただいたわけですが、これですね、いろいろな情報を見ますと、いずれこれはもう真剣に向き合う必要が出てくる課題になってくるのではないかなというふうに思いますので、ぜひこの点で前向きにいろいろな取組みを行っていただきたいと思えます。この件につきましては、課長の答弁を良として、この程度にとどめさせていただきます。

それから質問の2ですが、これにつきましてもやる気になればすぐでき

ますよというような御答弁だったかと思えます。検討をして、前向きに検討をするというような御答弁だったと思えますが、ぜひ次年度に向けましてですね、具体化をしていただきたいと思えます。私知っている範囲で、東三河でいうと田原市が軽減をやっておりまして、この流れもですね、ずっと広がっていくのではないかな。赤旗の記事では24ということなんですが、それはかなり古いデータでありますから、今どんどん広がっているように思います。そこで、若干、町長の見解もお聞きしまして終わりたいと思えます。

町長 今、御質問をいただきました国保料の均等割、減免というその方針について、町長の考えということでございます。今述べておみえになりますように、協会けんぽですとか、また共済組合等の社会保険料、これは標準報酬月額に保険料率を乗じて計算がされております。そうして均等割、平等割という概念はないというなかで、扶養者、これは家族が何人いてもこの負担額に影響することはないという状況であります。そして、子育て支援は、設楽町としては今現在、医療費の無料化という形で行っておりますけれども、これは国保の被保険者の子供のみだけでなく、住民である子供の医療費の自己負担分を全て町で負担をしているということでありまして、負担の公平性を考えた場合には、国保被保険者の子供に係る均等割の減免措置ということについては、検討する必要があるというふうに考えております。この場合に、平成30年度から設楽町と愛知県が国保の保険者という状況となりました。そうして、県やまた他市町村等との動向も見極めながら、すでに実施している全国の市町村の制度状況等も参考にしながら、今後検討していきたいというふうにも思っております。子育て支援はもちろんですけれども、医療の給付と負担のバランス、こうしたことを、国、県、町、それぞれの財政にも十分配慮するなかで、総合的に判断をしていく必要があるというふうに思っております。以上です。

10 田中 均等割の軽減につきましては、国の財政支援の中でも若干見ておってくれるんですが、もし実施となるとですね、これは一般会計で実現をしていくという形になると思えます。だもんですから、医療だけで考えると、ちょっと矛盾したことになりますから、やはり子育て支援、それから少子化対策、こういう観点からですね、検討をしていただきたいと。町長は十分そこはわかってみえると思えますので、ぜひこれは「やります。」というお答えを次には聞かせていただけるかなと、こういうふうに思います。以上で終わります。

議長 これで田中邦利君の質問を終わります。

議長 次に11番高森陽一郎君の質問を許します。

11 高森 それでは質問をさせていただきます。最近、入れ歯を入れましたので、ちょっと口の中がこもってまして、言語不明瞭、意味不明の質問があるかもしれませんが、御容赦ください。私の質問するところは1点でございます。「設楽町自殺対策計画の意味する地域性について」です。先日、5月20日の全員協議会で示された設楽町自殺対策計画の中身は意外というか、そうだったのかというような確信に近いような事実認識を感じてしまい驚きでもありました。実際問題、よく人が死を選ぶ地域だなんていうような感じがしました。私の記憶でも数えてみれば5本の指では収まらない多くの命が失われてしまっているのです。

私事で申し訳ありませんが、実は私自身も高1の時、親の人間関係のトラブルに嫌気がさして、真冬の夜ライトも持たずに、自宅から8kmある輪島で一番高い高洲山567mの山頂で、がちがちにクラストした雪の上に大の字になって死んでやると寝転んだことがありました。ところが2時間たっても神経が高ぶっていたので寒さを感じず、逆に遠く海に明滅する漁り火に感動し、青白く冴え渡る月の美しさと、時折横切る流れ星に心奪われて、あの星一つひとつに地球と同じような文明が営まれているんだろうかと思うと、急につまらないことで死にたいと雪の上に寝転んでいた自分がちっぽけに思えて、「いつでも死にたい時は死ねるからとことんやりたいことをやりぬいていこう。」と気持ちに切り替えることができ、今こうやって設楽町に住んでおります。元気に暮らしております。そういう気持ちの切り替え、人との出会い、それがその人の自死から命を救う道だと感じております。

本題に入ります。1 この対策計画で自死家庭に対する面談とアフターケアはどのようになされているのか。また、残された家族から何かシグナルは発信されたりするのかどうかについて質問します。

2 再発防止のための方策について最も発生率が高い50代、あるいは60代の人たちの心のケアに関してどのような取り組みがされて、また必要とされるかを考えておられるのか。

3 人生、一番人生を踏ん張って生きていかねばならない年齢に、ポッキリ折れるように人生を終える選択はあまりにも消極的な選択であり、やはり常に言われるように、義務教育の時期に心と体の両方をしっかりと鍛える訓練を、物事を投げ出さずに簡単に諦めない、自分で決めたことは最後まで自己責任を貫き通す、基本理念を固く貫き通す教育方針の確立が問われていると考えております。親が手を出して、手際よくまとめてしまう設

楽流の優しさと子育ての慣習が、鬱病、背負い込み、絶望、自殺の底流にあると考えるがいかがでしょうか。

4 例えば、自己決定の訓練の1つに、津具中の立志式、あるいは小6の卒業式に20歳の夢や実現したい目標、職業をタイムカプセルにして埋めておく。そういうようなことを実行する小学校もあります。北設伝統の長距離継走への全員参加は最も好ましい行事の1つであり、これは大歓迎であります。

5 それから、全員無料、例えば5万円の必要経費は当然自己負担ですが、中学生の海外派遣でも、課題を提示して、それをクリアすることによって獲得できるものに変えるだけでも目標実現能力が鍛錬されるようになり、生きるための凶太さが身につくようになると考えるがいかがか。

以上、5点について、とりあえず第1回の質問を終わります。

保健福祉センター所長 それでは保健センターから、御質問の1から3についてお答えをしたいと思います。第1点目のアフターケアについてですが、現在、残された遺族のケアは、取り組みとしては行っておりません。保健センターが当事者や家族と面識がない場合、家族や親せき、知人を通じて相談があれば支援につなぐことができますが、それをきっかけに支援に入ることは、家族の悲嘆を増強する場合もあり、配慮が必要で、慎重にならざるを得ない状況です。これまで、御遺族からの相談実績はありません。しかし、御遺族の悲嘆は計り知れないものがあり、自分を責めたり、やり場のない怒りに苛まれたり、なかなか悲しみから抜け出せない人も多く、自殺者が働き盛りや生計を担っている場合は、家族の経済的事情も見逃せない問題です。

そこで、少しでも早く支援に繋がるように、地域の繋ぐ役割や意識を普及啓発により醸成していくとともに、今後、ノウハウを持つ保健所などの協力により、役場や関係機関などの職員向けのゲートキーパー研修などを実施して、支援体制を整えていきたいと考えています。

2点目についてです。50歳代は働き盛りでもあり、会社に勤めている方も多いと思います。また、この年代は特定健診や特定保健指導の対象でもありますので、こうした既存の事業にストレスチェックを組み合わせ、自分のストレスの状態を知ること、ストレスをためすぎないように対処したり、ストレスの対処法を学ぶ機会づくりなどで、事業所などと連携し、心の健康についての普及啓発を行います。しかし、ストレスチェックで高ストレスと判定されても受診や相談につながらないと意味がないものとなってしまうので、受診や相談に行きやすい職場の雰囲気づくりや体制、周りの理解、「変だな」と思ったら誰かにつなぐという、一人ひとりの意識

を啓発し、町全体の見守り力を高めていくことが大事だと思います。

3点目については、子供の豊かな心身の育成には、発達段階に応じた支援が重要であると言われていています。物事に立ち向かう力は、自分が自分で良いと思える自信、自己肯定感が基になります。この自己肯定感は、自分の存在を周りから認められる環境と、多くの経験から育まれます。保健センター事業では、自己肯定感を育てたり、将来の自分を考える機会としての命の教室、赤ちゃん抱っこ体験を、学校の命の学習と協働で実施しています。しかし、予期しないことなどから、心の病を発症することは誰にでもありますので、さまざまな危機に直面した時に、抱え込まずに誰かに相談すればいいと思えること、そしてSOSを出す方法を知っていることが、自殺対策には重要と考えます。

教育課長 引き続きまして、教育委員会から3番は重複しますが、5番まで含めお答えさせていただきます。幼少時、小さい頃からですね、育児面、教育を含めてなんですけれども、そういった時の甘やかせ過ぎがですね、青年期に移行する中で社会適応力の醸成に影を差していく。また、心の病に繋がっていくというような、あくまで一般論として、可能性の1つとして、そういった例があり得るだろうことは否定はしません。と同時にですね、優しさや子育ての慣習に「設楽流」があるかどうかについても、申し訳ないですが、私自身としては実感しておりません。議員の持つておられるこうした感覚とかですね、思いに対して上手なお答えができず恐縮なんですけれども、設楽町教育大綱では「生きる力を兼ね備えたたくましい子どもの育成」を目標の1つに掲げております。これにのっとり、町として学校と連携をして、必要十分な教育支援をしているものと認識をしているところでございます。

今般のこの設楽町自殺対策計画によりますと、幸いにもと言っていいかどうか、過去5年40歳未満の方の自殺者は報告されておりません。しかしながら、学校にはですね、現在もデリケートな感覚がうまく周囲に適用できないというような形で見える児童生徒さんもおられます。そうした中で、学校側と密な連携を取りつつですね、個々のさまざまな状況をつぶさに考慮しながら、健全な児童生徒の育成に努めたいと思います。

また、中学生海外派遣事業に関する部分ですけれども、ここに関する御指摘についてはですね、参加された生徒さん、皆、当事業の趣旨を御理解いただいております、訪問先についてもしっかりと事前学習をし、それに基づき明確な個人目標を立てて、現地での不慣れな環境の中ですが、試行錯誤しながらもそれぞれ本当に熱心に取り組んでおられました。そうした経験は何事にも代えられない貴重な鍛錬になっているものと感じております。設

楽町教育大綱は、「教育は人づくり」を理念に掲げまして、「今後ますます進む国際化の中で柔軟に対応し適用することができる子どもの育成」といった部分をめざしております。現在の取り組みがですね、よい意味での「図太さ」が備わる貴重な機会であるとの思いをもって、事業のほうを進めさせていただいておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

保健福祉センター所長 保健センターから今後の計画の推進についてお話をさせていただきます。自殺対策計画の推進については、役場内に庁内各部署からなる推進本部を設置し、「生きるための包括的支援」を実施するために、庁内各課で実施している事業を、自殺対策の視点から整理し、関連する事業を相互に連携して取り組んでいきます。着実に実行するために、この計画の期間は4年間となりますが、年度ごとの具体的な計画を立て、各関係機関、団体などで構成する「自殺対策推進協議会」や「いきいきしたら計画こころ部会」と連携して進めていきたいと思っております。以上です。

- 11 高森 ありがとうございます。改めてですね、自殺対策基本法というのを、第2条を朗読させてもらいます。「自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として実施されなければならない。」、こういうふうになっております。こういう広範な理念を一言すると、個々の学習、特に設楽町には50代、60代の自殺者が多いという話ですが、その人たちは、きょう、あす、疑問ができて死ぬわけじゃありません。おそらく幼少期から形成されたその自分の資質がだんだんだんだん周囲の重責、それから経済観念、その他の重みによって耐えきれなくなって死を選ぶ。そういう形になると思います。例えば、私が設楽流とさっき言ったのは、3番のところですが、設楽流の子育て、例えばこの辺では昔民俗学者の宮本常一という方が来られて、名倉の澤田久夫先生とともに地域の話し合いをしたときにですね、その名倉談議、名倉談議というそういう「忘れられた日本人」という本にありますが、「この地域は男の子を大切にしている。」という、そういう一文があります。他人が見て大切にしているということは、要するに、生活全般だかに男の子中心にしていると、そういう生活体系が特にある。つまり、女の子はどっちかというところ下に置かれて、男の子をひたすら丁寧に扱ったって、そういう底流があるっていうふうなことを彼が述べておりますが、この優しさっていうのは男の子っていうのはやはり社会に出ているんなことを体験して背負いますので、そのときに優しくされると、転んでめげて立ち上がる、そう

いう反復力というか、七転び八起きのそういう精神がどうしてもそこで醸成されなくなって、何かにつかるとそこで前に進むのができなくなって、そしてそこでどうしても消極的なそういう人生選ぶ形になると思うのですが、そういうふうな私の見方に関して、どなたか、教育課長さんいかがですか。どう思われますか。

教育課長 いいお答えができるかどうかあれなんですけれども、男の子を大切にしているという、男の子、女の子という言い方がどうかというところありますが、当時の時代背景としては「男の子が」という考え方をする風潮は、時代はあったというところは否定できないところであります。「地域にとって」という考え方があった。その方もそういう思いをもって言われたのかなというふうに推測するところがあります。あと、優しさの部分ですけども、優しさも質はさまざまでありますし、それは与える側の優しさの感覚も違いますし、受け取る側の優しさの感覚も違いますので、それによって大きな状況があります。同じ優しさを与えたとしても、上の子と下の子が受ける感覚がまた違うというところも、例えばの例あると思いますので、そこに関しても本当に一般論でしか言えなくて恐縮なんですけど、そういう世界の中で議員の言われることもありうると思えば、というような言い方しかできないというところでもよろしかったでしょうか。失礼します。

11 高森 さっき、センター山崎さんが言われましたが、いろんな対策しておられて、アフターケアは実際そういう自死した家庭に対するアクセスという感じでは大変難しいところがあると思います。私たちもやはり周辺にいて、そういう家族に手を差し伸べるっていう段階になると、やはり一本ビリッとした線があって、踏み込めない。言葉一つひとつが逆の意味にとられちゃう。そういうような可能性ありますが、そういう段階において、相対的にいって、例えば現在のこの一番力がある人たちが死を選ぶ。そういう状況を打破するには、山崎さんとしてはどういうふうな日頃の対応が肝要かとお考えでしょうか。

保健福祉センター所長 保健センターとしましては、そういうストレスの高い状態にある方に対してですね、2点目の時にお話をしましたけれども、自分のストレスの状態をまず気づくということであったり、周りの人が気づくということがとても大切であって、それを相談に繋ぐことができるということ。自分で抱え込まないように相談ができるということ、保健センターのほうに相談をしていただいたりとか、SOSを出すっていうところがとても重要だと考えています。以上です。

11 高森 さっき4番で自己決定の訓練ってことを言いましたが、先ほど課長も

言われたように、海外研修に関しては、最近はすぐそういう目的設定して、到達度をチェックする。そういうふうなことが出てくると思うんですが、そのほかに、例えば先ほど中学生とか、学生の会議もありましたが、平日頃の教育の実施の中で議論して、あるひとつの目的、次第をもって議論して、そういう議論の中で自分たちで決定する。そういう自己決定のそういうふうな訓練の場をもう少し増やしていく形があればと思います。そういうふうなのはほかに、中学生のその会議のほかに何か子供たちが同じ年齢の子供たちが一同に介していろんな社会的なテーマをする議論、特にこの自殺もいいですが、このこういうふうなテーマを取り上げて議論する。そういうような議論の場は設定されたことはおありでしょうか。

教育長 その昔の教育は、皆さんに先生がこれこれこれこれこれを教えるという、そういう教育でしたけれども、最近それが若干弊害ができたということで、いろいろアクティブラーニング、子供たちが自ら学びをするという、そういう授業に切り替わりを始めております。で、今おっしゃられたように、そういった諸般のことについて、子供たちが自由に議論をするという場については、教育委員会としては今設定はしておりません。以上です。

11 高森 やはりいろんなことを、社会におきとるいろんなトピックスを日常的に、学校教育の中で取り上げて、いろんな議論をして、自分たちはどう思う。そういう自分たちの対処法を処方箋として教室の中で提示していくって、そういう1個1個のサブジェクトを設けた対話形式の、そういう授業をこれから積み重ねていくことによって、子供たちがいろんな危機に遭遇したときに、これはこうやったらいいと、そういう引き出しを開けて、対処法を処方箋を引っぱり出せるそういうふうなことが考えられますが、町長いかがですか。これから、今、小学生の子がたぶん4、50年経つとあるいはそういう不幸な道に入るかもしれない。しかし、今のこの現在の教育において、これは間違いない。確かに人間性を鍛錬するものであると、そういう信念をもってやってられるこの教育に関して、町長はどうですか。今後、設楽町において、どういうふうな方策をもって自死する家庭を減らす。そういうふうな信念とか、そういう思いはおありでしょうか。その思いの一端をお聞かせ願いたいと思います。

町長 教育論と精神論と、いろいろですね、個人個人、いろいろな考え方ですとか、子供の教育課程で子供自身が将来に向けて自分の考えですとか姿勢、そして思い悩んだ時に、どんな気持ちでそれに対応していけるか。いわゆるここに言われております強い心っていうか、そういうものに社会情勢に反応ができ、それを受け入れて、そしてそれを自分の判断力のものとして養う。そして強い心を持っていく。そういったことも、この教育の中では

必要なことだというふうに思います。そうしたものが今現在でも行われておる。例えば大勢の集団の中で自分自身がその中での対応ですとか、考え方がどういうふうに判断ができて自分の力で自立しながら進めていくことができるか。そしてまた、1つは仮に弊害となって、そして自分の心が折れる。そういったような状況が仮にあるとするなら、その折れる気持ちをどう自分が受け止めて、それを力に変えていく。そして社会に通用するとか、社会に順応ができていける精神力、そういったものも養うのも大事なことかというふうに思います。一概に、教育方針がこうだからこのとおり個人個人に植え付けて、こうすることがその道で、誰もが、万人が同じ考えでもって、皆強くなっていけるんだというふうにはなりえないこともあるかというふうには思います。しかしながら、こうして子供の時からまた大人に至るまで、大人になってからもいろいろ悩みが出てきて、そうした判断力に自分でこう抱え込んでしまっていて行き着くところが自殺だとか、そういったことにも、今現状、事実としてあるということで、これは否めない事実だというふうに思います。そうしたことを、やはり社会状況の中で耐えうる、そして精神的にもやはり強く生きていける、そうしたものをこれからも養う。そういうことを学校の教育の段階でもそうですし、社会のそれぞれのお付き合いの中でも、社会生活の中で、そういったこともやはり自分自身も自立をしながら頑張っていける、強くなっていけるような、そういったような環境を作っていくってあげなきゃいけないのか。そのために、行政としてこうした自殺に対応するための対応策だとか、そうした手法を、これから町の、町民の人たち皆にもそういうことを理解してもらえるような、そういう計画を立て、皆でこれに取り組んでいくということが大事なことはないかというふうに思います。以上です。

- 11 高森 今、町長、非常に力強い言葉をいただきました。こういうある意味不名誉なそういう自殺対策を作っていかなければならないという状況にあって、町長は底辺から自分自身を鍛えて、そうやっているんな社会情勢に耐えるそういう子供を作っていきたいと、そういう確固たる信念持っておられるので安心しました。これからこういう数字が少しずつでも減って、設楽町がやはり優しさの中に司る人間がどんどん増えていって、明るい未来ある、そういう展望を持てるような、そうなることを願ってやみません。以上で質問終わります。ありがとうございました。

議長 これです、高森陽一郎君の質問を終わります。

お諮りします。休憩を取りたいと思っておりますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前 11 時 45 分

再開 午後 1 時 00 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に 4 番今泉吉人君の質問を許します。

4 今泉 4 番今泉です。議長のお許しをいただきましたので、ただいまから質問いたします。私は 2 件質問します。1 件目、「町民のための行政の対応を問う」ということで、1 件目をお話します。私は、町議会議員になり二期目になりました。二期も町民の審査ももらえなかったことが残念です。その間、町民の意見、要望など行政側に進言してまいりました。そのほとんどが各課長並びに窓口業務の皆さんが親切に対応していただき感謝しています。議員の任務は、第一に町民の代表者であることを忘れてはいけません。町民との接触が多い議員は、あらゆる機会で、いろんな話が耳に入ります。どんな小さな意見、要望も自己判断することなく、その都度、行政側に仰ぐことを基本と考えています。行政側の回答を受けたなら直ちに、その結果を町民の皆様に報告するように心掛けています。町民の皆さんの町行政への利用度数は、多い順番から町民、生活、建設、産業、企画ダム対策課などと思います。ある元区長さんから町行政に不満を訴えた件があります。それは、行政区の町民から意見や要望を受け、いざ行政にお願いするため窓口で要望をしようとした時に、担当の上司が顔を見るなり「その場を逃げ出した」と申ししていました。区長は町長のお膝元でもあり、区内のまとめ役でもあり、積極的に対応しなければならないと思いますがいかがですか。職員の倫理については、幹部が、日頃から職員に指導していると思われませんが、その真意はわかりません。また、初めて役場に訪れた高齢者の方が、窓口に行くパソコンと睨めっこし、気づいてくれなかったという例もあると聞いています。窓口のトラブルは、言葉たらずや初対面であること、言葉づかい、態度で誤解を招くことがあると思います。

そこで質問ですが、1 「町行政は、町民のためにどのように接し、対応に心掛けているのか。」お聞きしたい。

2 「町民のために行政を全うするために、どのような方法で町民に好かれる対応、行動、実行が必要か。」そのお考えをお聞きしたい。

3 「町民の相談は、種々雑多で庁内において、特に高齢者が困っていた場合どのように対応するか。」お聞きしたい。

2 件目、「災害発生時に伴う町道、林道など復旧について問う」。昨年の集中豪雨、台風 21、24 号の襲来で、設楽町内でも多大な被害を受けているが、現在までの復旧状況と今後の見通しはどのようになっているのか、ま

た、3月18日から町道500号広域農道奥三河線が山に大がかりな亀裂が入って車などの通行が危険であることから、全面通行止めになっている。この件については、過日、関係する地区の区長、議員が国、県に対し要望書を提出しているが、同所のボーリングに1年を要し、さらに、復旧にあつては3年くらいかかる回答であった。利用する住民が、「何でもっと早くできないのか。」と疑問を抱いています。この道は、名倉、津具間を結ぶ唯一の生活道でもあり、利用度も多くなっています。この通行止めに伴い、迂回路として国道257号線、県道東栄稲武線、茶臼山高原道路になっていますが、距離、時間などで3倍程になり、不便を期しています。1日でも早く開通することを希望します。昨年12月の一般質問で行いました、災害発生時に町の復旧に対する姿勢の答弁で、町道71路線、14,000千円を費やし復旧に努めたと言われましたが、林道の被害状況も台風の影響で復旧してない箇所もあると思われます。これらの道も町民が利用する尺度も高く、早急な対策が必要と認めます。

そこで質問ですが、1台風などの影響で被害を受けた、現在までに、町道、林道は何ヶ所あり、復旧、未復旧の箇所、復旧費用並びに今後の見通しを、町民にどのように説明し周知させるのかお聞きしたい。以上で1回目を終わります。

総務課長 総務課から1つ目の質問についてお答えします。「町民のためにどのように接し、対応に心掛けているのか。」、それから「どのような方法で町民に好かれる対応、行動、実行が必要か。」、それから3点目として、「高齢者が困っていた場合、どのように対応するのか。」、この3点ですけれども、いずれも関連しておりますので、まとめてお答えをさせていただきます。

町民、あるいは来客者への対応、行動が主な質問内容かと思えます。高齢化が進みまして、来客者も高齢者が増えてきたと感じております。中には、事務手続きに不慣れな方や、人数は少ないわけですが、介助が必要な方もおられます。困っている方がみえる場合は、積極的に声かけをし、窓口を紹介したり、必要に応じて、担当窓口へ案内するよう心がけをしております。また、申請書の記載等の手続きについても、窓口カウンターで担当職員が対面し、説明しながら進めるようにしていますし、来客者が理解しやすいように、大きな声でゆっくり丁寧な説明に心がけをしています。

質問にありましたが、その場から逃げ出すような上司はいないと考えております。パソコン事務に没頭して来客に気づかないということは、あり得ないことではありませんけれども、課内の職員で、ロビーを常に気にしながら、協力して対応するよう心がけしています。もし、町民から、そのような苦情が耳に入るようなことがありましたら、遠慮なくおっしゃって

いただきたいと思えます。

参考までに、設楽町では、人事評価の一環として、職員の「姿勢行動評価」を行っています。これは、年度末近くに、その1年の自分の仕事に対する「姿勢行動」をまず自己評価し、それを上司である課長、課長の場合は副町長が、内容を確認して評点として点数をつけるものです。評価に当たっては、本人と面談を行いながら、本人の良い点、それから努力が必要な点をお互いで話し合います。評価項目としては、責任感、協力・協調性、積極性、倫理観、勤勉性、正確性、コスト意識、企画力、コミュニケーション力、判断力、指導育成力、リーダーシップ能力というような項目がありまして、主事、主査、補佐、課長といった、それぞれの職階に応じて評価する項目を設定しています。こうした形で、仕事や来客者に対する姿勢についても、確認それから指導を行うというシステムで行っています。

今後も、来客に優しい、より開かれた、親しみやすい役所になるように努力をしてまいりますので、よろしく願いいたします。以上です。

建設課長 それでは、私からは、「災害発生時に伴う町道、林道などの復旧について」、お答えをいたします。昨年の台風21号並びに24号で被害を受け復旧作業を行いました町道は、平成30年12月議会の一般質問でお答えしましたように71路線、総費用で14,000千円程となっております。それ以外に、昨年度豪雨等による被害で復旧作業を行ったものが、44路線、19,000千円程あり、合わせて115路線で33,000千円程の復旧作業を行いました。しかし、現在まだ未復旧のため通行止めとなっている町道は名倉津具線と奥三河線の2路線があります。7月の豪雨で路肩が決壊し通行止めとなっています、町道の名倉津具線は総事業費およそ30,000千円で、現在災害復旧工事を施工中で今月末の完了を予定しております。また、3月に道路上部の山中に大きな亀裂が見つかり通行止めとさせていただきます奥三河線につきましては、先月、県において治山事業で調査・測量業務を発注していただきました。この中で、ボーリングを5ヶ所行い、滑り面や水位の変化を梅雨時期や台風時期、冬季の積雪時と1年を通じて調査を行い、復旧の工法を検討するということですので、調査結果が出るのは今年度末になると聞いています。この調査結果を基に復旧の設計を行い、工事へと進むこととなりますので、工事の着手は来年度以降になると予想されます。今後は調査の方法や状況について、また、結果が出ましたらその報告と今後の方針について、住民の皆さんにも地区懇談会や回覧等でお知らせをしたいと思いますと考えております。この路線は、議員の言われるように生活道路として大変重要な路線であると認識はしていますが、現在の状況では安全性が確保できないため開放することはできません。県の調査結果を検討し、安

全性が確認できれば、片側での開放の可能性も含めて検討したいと思っております。町民の皆様には、大変御不便をおかけいたしますが、御理解をお願いしたいと思います。

町民の皆様への周知につきましては、今回の奥三河線では、事態が発生したすぐに広報無線を流すとともに、回覧で通行止めのお知らせをいたしました。また、4月の区長会では、現地の写真をお示しして状況について説明させていただきました。今後は、今月から始まります地区懇談会で町長より状況について説明させていただく予定をしております。今回の名倉津具線や奥三河線のように町道が長期に通行止めとなる場合には、広報無線と回覧で関係地区にお知らせをしたり、緊急で短期の通行止めの場合には広報無線でのお知らせをするなど、きめ細やかなお知らせをしていきたいと考えております。

次に、林道につきましては、昨年度に被害のありました25路線のうち、23路線が復旧済みで、その費用は16,000千円程となっております。現在まだ未復旧の路線は、名倉地区の川宇蓮線、豊邦地区の吉田小屋線の2路線で、路肩の決壊等のため通行止めとなっており、現在、復旧工法とその費用について検討をしているところで、復旧は来年度以降となる予定です。

林道の場合、地元の周知についてですが、林道が長期に通行止めとなる場合には、地元の林道の委員会ですね、委員会、もしくは区長さんに説明をさせていただいて関係者の皆さんへの周知をお願いをしております。林道は道路法による道路ではなく、林業経営のための道ですので、伐採などの施業計画のある林道を優先して復旧していきたいと考えています。また、その旨を地元へも説明し、御理解をいただいております。

最後に災害復旧のみならず、土木工事全般につきまして、住民の皆様の御理解と御協力をお願いいたしまして、私からの回答とさせていただきます。

- 4 今泉 行政の対応の件で、総務課長さんからいろいろお話いただきました。で、1年の間に職員の方の教育だとかそういう方針のことでよくわかりました。元区長さんが、町行政に対して要望するための窓口で担当の上司が逃げたと申しましたが、そのときたまたま何か急用でその場を離れたかもしれません。それを逃げたと思込んだ可能性もあります。その真偽はわかりませんが、いずれにしてもちょっとした行動でこのような誤解を招いてしまうこともあり、気をつけなければならないと思います。役場に訪れる住民の方は、どの課に行けばわからないと困っている人も見受けられますが、そのときに役場も案内係を設ければスムーズにいき、窓口がわかると思います。改善するようなことは考えないのでしょうか。伺いたいで

す。

総務課長 ただいまのお問い合わせの件ですけれども、全体というか、個人的には考えたことがあります。考えてみたんですけれども、そこにどれくらいの頻度でお客さんが、迷うお客さんがみえるのかというのを想像したときに、そこに常駐させるのがいいか悪いかということで、やはりその来客者の人数、それから中にはもう行き先がわかっておっすつと来られる方もいます。そこで職員が常駐すると、そこにかかる人件費といいますか、時間的なロスも生まれてまいりますので、なかなか常駐ということは難しいなというふうに、個人としては考えたことがありますので、そのような話をさせていただきます。

4今泉 ありがとうございます。町民のために行政の窓口が開いていると思われませんが、町長のお膝元である区長が、町民の要望を伝えに来るわけですが、町側の対応と町長に報告する要望であれば、その都度、総務課等經由して、町長に報告しているようなことがありますか。

総務課長 内容によります。その担当課なり、担当課長で処理できる話であればそこで処理をいたします。で、特別な事情で、何らか検討が必要なものについては、そこでは回答せずに保留して、また後日連絡させていただくというようなことで、内部的に検討をします。ということで、内容によりまして、その対応については判断させていただいております。以上です。

4今泉 わかりました。今、いろいろなことを聞きましたが、今年5月から令和になりました。令和になって設楽町としての、議員もそうですが、令和になった事故防止の観点から新たな決意を伺いたしたいと思います。

総務課長 私のお答えでいいですか。

4今泉 副町長でお願いします。

副町長 ちょっと質問がですね、ちょっとわかりにくいところがあったわけですけど、時代は変わって令和ということになったわけですけど、職員がそれぞれ地域住民の方に対して対応していくのは、我々全てがもともと全体の奉仕者という大きな使命をおってますので、細かい点でいろいろ不具合をかけることが今までもあったかと思えますけど、やはりこれから未来に向かって、設楽町の職員として、住民のために尽くしていくことが当然であり、職員の皆もそれぞれ心に思っていると思えますので、これからもその点でしっかり住民のために働く役所としていきたいと思えます。

4今泉 今、副町長さんからそういう言葉を聞きまして、よくわかりました。

続いて、建設課のほうに聞きたいんですが、町道だとか林道を把握するには、建設事務所のように、県道など道路状況を見回っているパトロール隊がいると思いますが、町も県と同様の方法をとればいっそうの道路の状

況を知ることができると思いますが、町のお考えを伺いたいです。

建設課長 今、今泉議員の言われるように、町でも県のようにパトロールの職員を常に配備して、毎日できればいいんですけども、やはり限られた人数の中で管理をしております。ということで、なかなか専門の職員を置くということはできませんので、職員がほぼ、ほかの職員が町内現地へ、現場へ出ていますので、その都度、道路のほうは一緒にパトロールをして現地のほうを確認しております。ということで、なかなか専門の職員は置くのは難しいかなと考えております。

4今泉 ちょっと耳にしたんですが、豊邦の方面ですね、豊邦の方面というところ、あっちのほう、道路の状況だとかそういう見回り隊で、シルバー人材センターの人んとうを頼んで、回ってもらっているというのは、これ事実ですかね。

建設課長 シルバーの方にパトロールで回ってもらっているっていうことは、ございません。シルバーの方々には、道路の日常的な維持管理業務をお願いしております。台風で道路が汚れたとか、そういうのでシルバーでできるような仕事は、シルバーをお願いしてやっているということで、特にパトロールってことでは回っておりません。以上です。

4今泉 はい、そうですか。それじゃあ、私のあれで。ちょっと小耳にしたものでちょっとお聞きしたんですが。

もう1つ、ある区長さんから、林道の件で要望に赴くと「利用度が少ない所は、地元の山林地権者が整備するなどするように言われた。」と言っていますが、本来、林道も町管理と思われそうですが、この点を町はどのように説明するのか、その見解をお聞きしたい。また、山林地権者も高齢になり、林道の整備ができない時、他に方法がないか説明をいただきたいんですが。

建設課長 林道も町の管理ですので、町で管理をしておりますけれども、日常の草刈りとかそのぐらひは、やっぱり、林道というのは、先ほど私話させていただきましたけれども、林業経営のための道で、その受益者の皆さんがいて、その皆さんが作る時も負担金を出していただいて作ったということですので、やはり日常の草刈りくらいの程度はやっぱり、その林道を使う方をお願いをしたいというのが実情です。それで、人力ではどうしようもないような、例えば路面が荒れてしまって重機を入れなきゃいかんとか、そういうのは町のほうに言っていただければ、町のほうで行っております。

4今泉 わかりました。林道のほうも、私がいろいろあちこち回って見たんですが、去年の台風、豪雨というもので、道路が本当に陥没したところ。それから山から土砂が流れて道に出るところ、これがありました。これに

ついで、この間ちょっと区長さんと相談したんですが、そのときに山を見に行くと私と2人で見に行ってきました。そのときに、これじゃあちょっと通れない。これはひどいということでお聞きしたら、そういう答えがいただいたもので、そうすると、もしそこによそから来た衆等がですね、行楽だとかそれに入ったときに、そこで災難になったとか、なった場合に町としてのやっぱり責任問題もかかってくると思います。そうした場合に、やっぱり利用度が少ないと言われても、そういうところがあれば町のほうとしてなんとかそういう道を早く復旧するようなことを考えて欲しいですが、いかがですか。

建設課長　すぐ全部の路線が直せばいいんですけども、やはり予算的な関係もございまして、やはり先ほど言ったように、やっぱり目的は林業のための道ですので、まず施業の計画のあるところ、そこを優先してやっております。林道に行っていていただくとわかると思いますが、入口には、「この道は林業のための道です。」という看板が掛かっているかと思います。行楽に入ってくる方に入ってくるなどとは言いませんけれども、やはり林業のための道ということで、林業のことを優先してやらせていただいているということで、理解をお願いいたします。

4 今泉　わかりました。それじゃあ、そういうふうなことで、今後もしいろいろあると思いますが、またよろしくお願ひします。以上で終わります。

議長　これで今泉吉人君の質問を終わります。

議長　次に6番金田文子君の質問を許します。

6 金田　6番金田文子です。通告に従い、質問をいたします。梅雨入りが近いようです。異常気象による豪雨などで大規模災害の発生が各地で相次ぐ近年です。また、大規模地震発生の確率が高まっていると報告されており、防災・減災の重要性がよりいっそう増しています。地域防災計画（平成30年2月修正）が先日公表され、町のホームページにもあげられました。「安全と安心の山里の町づくり」という防災ビジョンのもと、防災計画推進スローガン「築こう！私たちの防災ネットワーク」の実現を図るとした、地震災害対策計画の4ページから5ページには、本町の災害要因が分析され、超高齢社会、孤立集落などの深刻な事項を含んでいます。その対策として公助、共助、自助の防災協働社会の形成の必要が明記されています。風水害等対策計画の2ページには、地域防災計画の毎年の検討、必要に応じた修正が義務付けられてあります。計画を見ただけでも、広範な防災担当の業務の御苦勞が推察できます。町民の命を守る要となる防災業務ですので、

いっそうの充実を願ひまして、防災計画を基に、3点の質問をいたします。

1点目は、地震災害対策計画53ページにある、中山間地等における孤立対策の「町における措置」についてです。設楽町防災マップで明らかなように、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等が112ヶ所もあり、急傾斜地の崩壊や土石流により孤立が予想され、心配です。町の措置は万全でしょうか。以下、進捗状況を伺います。

1「孤立集落と外部との通信の確保」、2「物資供給、救助活動体制の整備」、3「孤立に強い集落づくり」、4「孤立危険地域等の広報・啓発」の進捗はどうか。

2点目は、町民のとるべき措置についてです。地震計画の246ページの家庭において取るべき措置、風水害計画18ページの自主防災組織における措置に対する町の支援についてから、3項目お尋ねします。1正確な情報の収集が挙げられています。では町民のために町が提供する情報収集手段は何ですか。2非常持ち出し品及び救助用具の用意・確認のために町が啓発、指導する具体事業は行いましたか、また今後考えていることはありますか。3自主防災組織の運営体制について女性の参画を推進してきており、炊き出し訓練等で活躍しています。今後さらに、災害弱者などを守る避難所運営体制の整備が必要だと考えます。中高生を含む若者、女性、高齢者、障害者などの参画による「ガイドライン」あるいは「避難所運営マニュアル」などの作成プロジェクトを組む考えはありますか。

3点目は、災害状況調査・情報収集伝達にあたり、ドローン、SNSなど新技術の導入について、予定があるかどうか伺います。以上です。簡潔な御答弁を求めます。

総務課長 それでは総務課から、「設楽町防災計画」に基づく防災対策について」の質問にお答えさせていただきます。はじめに、質問事項の1番「災害時の孤立地域対策」について回答させていただきます。まず、通信手段につきましては、NTT固定電話それから携帯電話は、災害時に混線あるいは倒木等による断線で使用できないことが予想されます。役場から町民の皆さんへは、防災行政無線の屋外子局及び個別受信機等で情報伝達を行います。役場へ連絡が必要な場合は、各地域に60ヶ所設置してある防災行政無線の屋外子局に設置されています受話器を使って行うことができます。また、消防車に搭載してある移動系の防災行政無線も活用が可能です。なお、移動系の無線については、本年度にデジタル化をするように計画を進めております。また、電波伝搬調査の結果を基に、屋外子局の難聴地域の解消に関しても、ここ数年改善を進めてきましたが、まだ、調整が必要な箇所がありますので、これについては引き続き調整するよう進めてまいります。

消防団の通信手段といたしましては、通信距離は多少短くなりますけれども、トランシーバー44台を本年内に配備し連携強化を図る予定です。

また、昨年、台風の影響で停電が3日間続いたという反省から、電源の確保、特に屋外子局の電源の確保を目的として、発電機を消防団に4台、役場災害対策本部に10台、新たに購入をしております。

今後、防災訓練等を実施いたしまして、各種の機材使用の習熟に努めていきます。

計画にもありますが、衛星携帯電話については、役場に2台配備しており、非常時に外部と連絡が取れるようになっております。

また、孤立対策として、ヘリポートにつきましては、田口、名倉、津具に整備してあります。田口と津具については、夜間離着陸も可能な設備となっております。また、緊急時にヘリコプター離発着可能場所として、田口高校のグラウンド、名倉スポーツ広場、沖駒ヘリポート、田峯小のグラウンドなどなど、町内に11ヶ所の緊急時の利用のヘリポートとして選定をしております。

物資の供給につきまして、役場はですね、食料、毛布などの用品を備蓄してはいますが、数には限りがあります。特に薬の備蓄については役場にはないため、町内の医院、医者と協定を結んで供給していただくという体制をとっております。個々の家庭におきましても、日頃から必要なものを話し合うことが大切でありますし、食料は消費しながら、緊急用の食料ですね、消費しながら補充を行うというローリングストックという方法で確保するように周知をしています。

避難施設の確保については、町内に32の避難所、それから3つの福祉避難所を設定しています。既存施設を指定しているため、人口配分、それから耐震性に関しては、引き続き検討してまいります。

防災マップやパンフレットについては、平成28年に防災ガイドブックを作成し、全戸配布しました。防災マップに加え、避難所一覧、避難時の持ち出し品一覧、防災情報の入手方法、避難情報、地震への備えなどの内容をガイドブックには盛り込んでいますので、家族で対応を考えるときの参考として役立てていただきたいと思います。

以上、各種施策の状況を説明いたしました。特にですね、集落が点在している当町については、災害により地域が孤立するという危険性が非常に高いことから、防災関係機関との協力体制の強化も重要になってきますが、町民皆さんの日頃からの備えの大切さ、これを皆さんにお伝えして、準備していただけるように進めてまいりたいと思います。

続きまして、質問事項の2にあります「町民の執るべき措置」について

回答させていただきます。1つ目の質問にあります、災害時に正確な情報を収集することはとても重要なことです。デマに惑わされないために、人のうわさ話をすぐに信用するのではなく、テレビやラジオ、防災行政無線、スマホなど、あらゆるツールを使って自分の目や耳で情報をつかむ必要があります。役場は、主に防災行政無線、また必要に応じて広報車等を使って、随時、お伝えをしていきます。

2つ目の非常持ち出し品や救助用具の用意のための啓発についてです。非常持ち出し品は、自宅が被害を受けて自宅以外で生活する場合に必要なものを準備しておくものになります。以前、各家庭にお配りした「防災ガイドブック」に持ち出し品がチェックできるようになっていますので、活用をお願いしたいと思います。また、4月の区長会で区長の皆様方に説明させていただきましたが、より多くの方に防災知識を持っていただくという、そのために、各地域の集まりなどで町の職員が出向きまして、お話をさせていただく「消防防災出前教室」と言っておりますけれども、これも実施しています。ぜひ活用していただきたいと思います。

3つ目の避難所運営ですけれども、避難所の運営に関しては、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に、これに沿って実施することになります。また、全国各地での災害の教訓で避難所運営には女性が積極的に携わっていただきますと、避難所運営がうまくいくということがわかっております。現在は、女性の防災への関わり方については、自主防災組織に委ねている状態ですが、女性が防災に関して積極的に参加できるという段階までには、ちょっとまだ至っていないかなというところであります。今後はですね、女性のみならず、若者、先ほど議員おっしゃいましたけれども、そういったさまざまな方が積極的に参加できる体制作りを検討していきたいと思ます。

最後に、ドローンやSNS等の新技術の導入についてです。現時点で具体的な活用について決まったものはありませんけれども、東三河の市町村の中には、ドローンを導入している自治体、これ豊橋市と豊川市にあるようですけれども、災害に活用するという体制で、2市は準備ができておるようです。それらの事例も参考にしながら、新技術の活用方法、それから協力体制について、今後、検討していきたいと思ます。以上です。

6 金田 非常に広範な内容になっていますので、ごく一部だけですが、きょう質問させていただいたことについて、今の御答弁を踏まえ、さらに再質問させていただきます。まず、1番目の孤立対策の「町における措置」についての部分についてお願いします。要配慮者が利用する施設の避難体制の強化を図るために、土砂災害防止法がごく最近改正され、該当施設の管理

者等は避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務化されます。で、これまでには必要な場所の名称と所在地を記載すればよかったです。今回からは避難確保計画を作って、避難訓練を実施するのが義務となりますので、ただしそういう危険が及ぶ可能性のあるところというただし書があったと思いますので、設楽町内にはそのような要援護者の利用施設はありますか。また、福祉施設だけではなくて、学校や保育園などで崖崩れだとかですね、土石流だとか、大きな災害じゃなくても、土砂崩れの心配があるというようなどころはあるのでしょうか。これについて、お聞きします。

それから、広報啓発についてですが、2019年の6月の出水期頃から、まさしく今ですね、6月、防災情報の伝え方が変わります。テレビなどのニュースでは盛んに言うておりましたし、SNSを使っている人、ツイッター、Facebookなどで、内閣府の防災局から、これツイッターから落としたんですけど、避難行動の呼びかけ変わりますよっていうお知らせが流れております。で、警戒レベル3で高齢者は避難、警戒レベル4で全員が避難が原則とされていますが、町民の皆様への情報の伝え方はどのように変わるのか、それとこれをどのように、この6月から活用するのかについて、町の考え方をお聞きします。避難行動の呼びかけの主体は自治体なので、これは早速に変えるなら変える。去年のままなら去年のままというものが、ものすごく混乱してしまうので、世の中にこちらがあふれている状態なので、一度そのお考えをお聞かせください。

それから、2点目の町民のとるべき措置のほうについてです。もちろん、自分の命は自分で守ることが第一ですので、町民がとるべき措置は町民自身も学んで行わなければなりません。町民の中には、外国籍の居住者の方がいらっしゃいます。設楽町でも登録されている方が30人。ブラジル11、中国7、フィリピン5、韓国3、そのほかトータル8ヶ国で、あとの国は1名ずつという5月7日作成の国籍別人員調査票によりますと、30名の方で8ヶ国の方が居住しておられるっていうことになっております。最近では、連休などの時でも、オートバイに乗って外国人の方が何人か通られるのも見かけましたし、今後、観光協会なども一生懸命観光情報発信してくれていますので、外国人の訪問者もこれから予想されるっていうことがありますので、また実際に住んでらっしゃるけど、住民登録されていない方、その住民登録されていない国の方も実際に設楽町内にはいらっしゃるようですので、そういった方々への情報の伝達はどういうふうにされるのかについて、まだ完全にできてはないと思いますが、今後どうされるのかについて、お話ししてください。

それから、町民のとるべき措置の2つ目ですが、先ほどお話ししてくださっ

たように、ローリングストックのことだとか、それから避難所運営ゲーム、避難所運営ゲームの頭文字をとってHUG、ハグと呼んでいます。これらについても、防災担当、消防担当のお二人は非常によく勉強されており、自分が行った、出前講座に行ったところや、本町・萩平自主防災会ですが、実際にファシリテートしてくれて、避難所運営ゲームをやりました。そのおかげで住民の、特にリーダーになる方々の意識がぐんと変わる。目に見えて変わるくらい高まりましたので、先ほど教育長からも出ましたアクティブラーニングがもうすでに防災担当では実践しておっただけ。この実績は素晴らしいことなので、大変高く評価していますので、町内でも、あるいは皆さんの地域でもこう呼んでいただいて、その方々を呼んでいただいて、やりがいを持ってやっていただくのをいっそう頑張りたいと思うのですが、このようなローリングストックのことと、HUGのことは確かに住民の皆さんにして効果がありました。私もそばで見えておまして、非常に効果があったとわかりました。で、これからも続けていただきたいし、まだ未経験の地区にはしていただきたいと思うんですが、そのほかにもですね、アクティブラーニング的なことで、例えば非常持ち出し品の用意、そういったこと、自主運営組織のこと、自主避難所の自主運営体制のことなどで、今後も取り組むということが、もしアイデアがあればいいようにしたら、ぜひお知らせください。実は、若い女性たちといいますが、乳幼児を抱えているお母さんたちにも若干そういう問題意識を持った人たちもおりますので、そういう方たちに働きかけるっていうことも、ボトムアップというか、住民の皆さんから声が上がったらその声に応じてと言っていると、災害については手遅れになってしまうので、そういう種まきというか、インセンティブを与えるとか、そういう働きかけも防災のほうでやっていただかなくてはいけないことだと考えています。これからの何か新しい働きかけはあるのかどうか、教えてください。

それから最後に、SNSとドローンのことを先ほど言いましたが、豊橋、豊川の例をしていただきましたが、新城も最近、三河ドローン協会と災害時の協定を結んだところですね。孤立集落のことだとか、災害状況の把握の省力化といいますが、こんだけ職員も少ないし、高齢地域になっているので、動ける若い人たちも少ないので、そういったことのためにドローンは非常に有効とされ、ドローン運航許可の所有者団体との協定を結ぶっていう、新城のような自治体もみられるようになってきました。まだまだ自分とこでドローンを持ったり、それからそれが操作できる職員がいなかったらドローンを持ってもだめですので、許可がいりますので、住民の中でそういった趣味としてもやりながら運航許可があるような方々たちと協定

を結び合うっていうことも有効かと思imasるので、このようなお考えがあるかどうか。

それから、住民がリアルタイムに情報を収集するには、もうSNSが完全に優位です。先ほどスマホのお話もしちゃいましたが、内閣府からも県からもスマホですぐ取れます。でも、町独自のものはスマホですぐとれるかどうか、ちょっと確認できませんでした。町からの発信は。豊根村からの発信はよく届くんですけど、設楽町からの発信は届かないので、私が登録してないせいなのか、そういう体制がまだできていないのかわかりませんので、SNSでの災害情報発信は非常に有効で、ものすごい大勢の方がもうスマホを持ってらっしゃいますので、Facebook、インスタグラム、ツイッター、さらには最近高校生はTikTok、ああいうものが1番動画のサイトが1番よく見られていると言われているのですが、そういったことについての取組みは今後どうなさるのか、質問します。以上です。

総務課長 それでは順番に、1つ目におっしゃった要配慮者の関係ですね、誠にちょっと謝ると言いますか、実はですね、この31年、平成の31年の2月に防災会議を開催しております。そこで、おっしゃられた改正については対応するように修正をかけました。ただ、それがまだ正式なものとして今現在ホームページのほうにはアップされておられませんけれども、で、そこでの改正の内容に踏まえて、ちょっとお話をします。法改正で、土砂災害警戒区域内の要配慮者の利用施設について避難計画等が義務づけられたということで、町内でこれに該当する施設がですね、津具小学校、津具中学校、それから愛厚ホームの設楽苑、グループホーム設楽名倉の家、その4ヶ所が改正法でいう該当施設にあたります。ですので、今の施設については、避難確保計画ですね、を作成するという段取りになっています。で、参考までに言いますと、愛厚ホーム設楽苑につきましては、もうすでにそういった計画ができておるとい状況になっております。で、続きまして、防災情報の伝達ですとか、そういった話です。で、やはりそういうガイドラインが出てくれば、それに沿って変えるのが基本になります。ただし、そのとおりに、いかに、そのとおりにと言うか、そこに町民の方がどのように行動していただくかっていうことも考えて行く必要がありますので、それについては今後検討させていただきます。

外国籍の方への情報提供ですけれども、現在のところは、特に手が打っている状況ではありません。今後の検討課題としてとらせていただきます。

次に、お褒めいただいたんですけど、防災対策室よく頑張っている。出前講座なんかでもやってくれる。これはほんとに担当課長としてもありがたいと言いますか、ぜひ進めていきたいと思っておりますけれども、若者

や女性、そういった方も含めて、ほかに新しい働きかけというようなお話だったと思います。このへんも、うちの職員と一緒に考えながらやっていきたいと思います。今現在何かあるかという、まだこれから検討という段階です。

最後にドローンの協定、あるいはSNSの話がありました。ドローンについても、これ実際に、そういう事態におこったときに、そういう方がすぐに来ていただけるかとか、そういう問題もたぶん出てくると思います。ですので、周りの状況を見ながら検討させていただきたいと思います。で、SNSですけれども、今現在、設楽町であるのは、ちょっとニュアンスが違いますけれども、消防の関係で、火災の一斉メールが広域消防の関係で消防団には届くという、そういったメーリングリストですね。あとは役場の職員のメールアドレスに緊急時に参集の通知、確認ができる、そういったシステムが備わっておりますけれども、一般の町民の方向けのものは今現在まだ整っておりません。ただし、先ほどいろいろツイッターですとか、そういったいろんなアプリ系というか、中身をお聞きしましたが、どういうスタイルがいいかを検討しながら、そういったものの導入についても、今後検討してまいります。以上です。

- 6 金田 前向きに検討していただくことが多くて、実際やってくれらることも多くて、これをまたさらに作って、毎年のように修正したりしていくっていうこと、ほんと御苦労だと思いますが、まずですね、今後検討するっておっしゃったものについては、その今後っていつごろなのかっていうことで、特にまだしばらく待てますよとかいうものじゃなくて、もしかしたら地震が、でっかいのがやってくるかもしれない。また線状降水帯ですか、そういうものがここらへんを通して豪雨が降るかもしれないっていうのは、ちょっといつくるかわからないので、今後が来年や再来年だとちょっと遅いかなと思ってしまう感想を持ちましたので、外国人対応のこと、それから津具小中や、愛厚ホームはできているとおっしゃっていましたが、避難確保計画だとかそういったものをいつ作るのかということ、それからいろんな契約のようにいつ完了するのかっていうのが行政の事業ではあると思いますので、どのあたりで完了させたいと思ってるのか、お願いしたいと思います。

それから、ローリングストックやHUGのようなアクティブラーニングについては、今、ちょうどしょっちゅう豊川市でもやってるし、ほうぼうで豊橋でもやってるし、この6月に確か豊橋でもやると思いますが、大きな町はフェアみたいな、フェスタみたいな感じでやってるんですが、うちの町はそんなことをする必要もないと思うので、例えば乳幼児を持つて

お母さんならお母さん、それから中高生なら中高生、それから一人暮らしのお年寄りなら一人暮らしのお年寄りという、そういうような要支援の必要な方々の意見を吸い上げる場みたいなものを作っていただいて、今の防災担当、新しい新人の方も入られましたので、またいっそう動ける職員が増えたと思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。例えばお母さんたちで話しているのは、防災ピクニックって、昔は10年くらい前は言ってましたが、今は防災ママカフェって呼んでます。どこの自治体でも、大きい自治体ならどこでもやっているの、お母さんたちに集まってもらって、どんなものが必要だとか、そういったことを自分たちで実際に持ってきてもらって体験したり、話し合ったりして、行政にも提案してもらったり、行政のほうからも御指導したりって、そのようなものがあると思います。まだまだいろいろあると思いますので、うちでゼロから考えとったらほんとにどんだけ人力かかるかわからないので、こういうのはどんどんまねすればいいと思いますので、どんどん作ってあるところのをさっさとまねして、うちの実情に合わせた小さな規模でどんどんやっていけばボトムアップというか、先ほどの同僚の議員の中に、皆さんの、町民の方々のニーズの声に応じてっていう御意見が、御答弁がありましたように、そういうところから出てきたものをどんどん自分とこのマニュアルやガイドラインに取り込んでいけば、そんなに難しくないと思いますので、ぜひがんばっていただきたいと思います。まずいつまでにやるかっていうことについて、今後検討というのについてお答えをお願いします。

総務課長 まずですね、防災に関しては、ここまでやったらOKというラインはないかと思えます。ですので、まずできるところからとにかく進めていくという考えになります。で、ただ1つですね、先ほどの避難確保計画、これについては、2021年までに100%作成するという目標がありますので、そちらに沿って進めていきたいと考えております。

で、あともう1点、防災ママカフェですかね、私ちょっと承知してなかったわけですが、そういったものをというような話もありました。で、ちょっと本当にあやふやで申し訳ないんですけども、行政のほうでもそういうのをどういう形でできるかは考えますけれども、まず防災に関して、1番僕は大事だと思っているのは、自主防災だったり、自分の御家庭でどういう行動をとるか、どういうものを用意するか、そういったことが本当に大事なことだと思っておりますので、そういったPR、それから皆に準備していただく。もし場合によっては防災ママカフェであっても自主防災サイドで御検討いただくのも、また考えていただければありがたいと思います。以上です。

6 金田 法で決められてきた計画については、2021年までに作るということでもわかりました。そのほかのことについても、できることからと言っていると、何ができることなのかなってというのがちょっとわからないので、早速検討をいただいて何かからやろっていうことを御相談いただければありがたいと思います。

それから、最後にですね、3番のドローンについては、まあ今三河ドローン協会が一番近いかなと思いますので、新城で、本部がありまして、防災担当の方に聞きますと、すごい今売り込みに来ているんだそうですね。ドローンのいろんな、いわゆるコンサルみたいなところ、そういうところ、そういうところがどんどん売り込みに来ているんだけど、名古屋の会社と契約しても道路が寸断されてたら来てくれない。来れない。こっちへ来れない。ドローンはそんな長距離飛べるわけじゃないので、来てくれないようなところと契約してもしょうがないので、設楽町内にもたくさん関心を持ってらっしゃって、趣味で飛ばそうかなっておっしゃってる方もたくさんもうすでにあります。それから新城あたりでもたくさんあります。東栄もありますので、そういう三河ドローン協会などで許可申請をして、国から許可を受けた人たちが登録されていると思いますので、そういったところの利用がまずはいいかなと思います。のちのち、職員の皆さんも研修等を積まれれば簡単にできる、簡単についていうか、法律を守ってやればできることだと思われまますので、よろしくをお願いします。

最後にですね、今、メーリングリスト、火災の一斉のメールとか、消防団の参集通知の一斉メール配信ができるっておっしゃいましたが、教育系のほうでも不審者情報とかをラインズとかいうソフトで一斉に配信していらっしゃるようです。で、一般町民に向けてもやると、自分とこで構築すると、すごいお金が、またシステム作るとすごいお金がかかっちゃうので、今ですね、緑色のマークの、個別の会社を言っていていいかわからないですが、5月21日から緑色のマークのアプリの会社が1自治体につき1アカウントを無料で使わせてくれるっていうことを始めました。サービスを。で、これは、そのアカウントを取ると児童生徒への配信もできるし、一般の人への配信もできたり、それから会議なんかしてても突然エリアメールがなったりしますよね。豊川なんかにいると、私豊川市民じゃないけど、エリアメールがビヤアってなったりするんですけど、そういうようなこともできる模様です。私そこのシステムを熟知しているわけではないのですが、ちょっと先日、話を聞いたところによると、無料で取れるので、お客さんをたくさん自分のほうの会社に来てもらうために、今ならサービスが手厚く、安くできるっていう状況だそうですね、来年、再来年ってなると、ちゃ

んと料金取るってことになっちゃうかもしれないので、そういうこともぜひ研究していただいて、早い目に手を打っていただくと、観光情報もできるが、防災情報もできるが、教育系の一斉メールもできるがってようなシステムがあるようですので、研究をぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長 ちょっとそのシステム承知していないので、すぐにお答えはできませんが、防災対策室のメンバーとも話をしております。で、そういった何らかのお知らせ、一斉のお知らせみたいなものができるといいという方向性は今共有しておりますので、前向きに検討していきます。

6 金田 本当に業務が多岐にわたるのに、前向きに検討していただき、実際に動いていただき、ほんとありがとうございます。

最後にですね、ちょっと質問の趣旨から外れるかもしれませんが、町長さんにひとつお願いというか提案ですが、この時代になりましたので、情報職員といいますか、情報のことをサクサクできる職員、そういう人を採用している自治体も最近は出てきたようです。それは県のレベルなんですが、うちみたいなどだと、ほんとに全部外注しているものすごくシステム改修のたんびに多額なお金を払わなくちゃいけないので、研修受けたらサクサクできるような情報職員的な人をぜひ配置していただくと、今のようなエリアメールやなんかにもすぐに対応できるのではないかと思うし、業者の説明についても、ただ一方的に聞くだけじゃなくて、こっちから問いかけるとか、ここの町の状況に合わせるっていうようなことが再構築できるのではないかと思うので、ぜひ情報に強い職員ってのを育てるなり、採用するなりっていうふうに、提案ですが、町長さん、お考えいかがでしょうか。

町長 今回質問の中で、防災という視点でいろいろこういう、我々行政として進めていく計画に基づいて不安に思ってみえること、また今後課題ではないかというようなことをまとめて、いろいろ御質問いただきました。で、今こうやって御質問いただいた中のこと、それを少しずつというか、確実に町の体制を作り上げていくためには、やはり今言われるように、視野を広げて、こうした専門的な知識を持った人材、そういった人はこれからも必要になってくるというふうに思います。県等上部機関からの情報をもらって、それをもって我々が判断をしていくということは、今の形上そうはなっておるんですが、やはり自ら、我々のこの地域のことで防災意識の高いそういうことは常に発信ができる、また、熟知ができる、判断ができるような人材という、そういった専門的知識を持った人は必要かなというふうに思います。ですが、すぐこの人材を確保するというのを、具体的に

「じゃあいつから」という話になると、なかなか具体的にその時期ということは申し上げることはここではできないんですが、常にそういう新しい先見の目で情報を収集できる、また判断できる、そんな体制、また人材も含めて、これ意識を高めていかなきゃいかんと、こんなふうには思っております。また、この防災もそうなんです、役場の職員、今限られた中で多岐にわたる業務を進めております。その中で、今言われるような専門的な知識を持つ。例えば、建設部門ですとか、そういう施工管理技師的な専門知識を持った職員というのは、多岐にわたって必要な状況にもなっております。そういう人たちが不足をしている中で、やむを得ず外注発注をして、コンサルも力を入れてもらって、我々が判断をするというような状況にもなっておりますけれども、それでもやはりそういった計画を立ち上げて、作り上げたものを実践して動かすのはやっぱり職員ですので、そういったところをやはり知識を高めながら、もう少しレベルアップを、それぞれの力で入れていく、そんな体制を作っていく必要があるかなと思っております。したがって、今御指摘をいただいたような、できる限りそういった知識を広げられるような状況を考えながら、体制も整えていくことも、これからは必要だというふうには思っております。以上です。

6 金田 前向きな御答弁ありがとうございました。きっと職員の皆さんも、非常に役に立つ職員になると仕事のやりがいもまたいっそう感じてくださって、元気にしていただけると思いますので、総務課長、町長に限らず、ほかの課でもぜひぜひ前向きに前例より前進で進んでいただけるとありがたい。それをお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

議長 これでは金田文子君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは14時30分までといたします。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時30分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第6、報告第4号「平成30年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について」、日程第7、報告第5号「平成30年度設楽町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について」、日程第8、報告第6号「平成30年度設楽町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について」を一括して議題とします。本案について提案説明を求めます。

副町長 それでは、報告第4号から報告第6号までの一般会計及び特別会計の繰越明許費繰越計算書の3件につきましては、いずれも地方自治法施行令

第 146 条第 2 項の規定に基づき議会へ報告するものでありますので、一括で説明させていただきます。

報告第 4 号「平成 30 年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について」、平成 30 年度設楽町一般会計補正予算に計上しました繰越明許費につきましては、別紙繰越明許計算書のとおり、翌年度へ繰越したものであります。別紙の計算書の事業名欄中最上段の清嶺地区防災拠点測量・構想検討業務委託から最下段の町道名倉津具線災害復旧事業までの 19 事業につきましては、補正予算における繰越明許費上限額の 544, 141 千円に対し、総額 393, 659 千円を次年度に繰越して執行するものであります。なお、事業ごとの翌年度繰越額及び当該財源内訳については別表に記載するとおりであります。

続きまして、報告第 5 号「平成 30 年度設楽町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について」、平成 30 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算に計上しました繰越明許費の全額につきまして、別紙繰越明許計算書のとおり翌年度へ繰越したものであります。上段の水道管移設工事 27, 453 千円は、全額を県からの水道施設公共補償を財源とし、下段の水道管更新工事 32, 554 千円は、一般会計からの繰入金 17, 491 千円のほか、県及び町公共下水道特別会計からの水道施設公共補償 15, 063 千円を財源としまして、合計総額 60, 007 千円を次年度に繰越して執行するものであります。

報告第 6 号「平成 30 年度設楽町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について」、平成 30 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算に計上しました繰越明許費の全額につきまして、別紙繰越明許計算書のとおり翌年度へ繰越したものであります。上段の水道移転補償費 14, 830 千円は、国庫支出金及び下水道事業債のほか、一般会計からの繰入金 8, 572 千円を財源とし、下段の管渠布設工事 178, 038 千円は、国庫支出金及び下水道事業債のほか一般会計からの繰入金 93, 835 千円を財源としまして、合計 192, 868 千円を次年度に繰越して執行するものであります。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は 1 件ごとに行います。

議長 報告第 4 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

11 高森 すみません。一番下の 10 の災害復旧費のことですが、名倉関係の津具線、これ工事が完了したっていうのは古い農免道路のことでしょうか。それでその工事はもうこれで完了して通行が解除とか、そういうふうな見通しはいかがですか。

建設課長 先ほどの一般質問のなかでもお答えしましたけれども、この名倉津具線につきましては、今月末の完了を予定しております。それでひとまず

通行ができるようになります。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。報告第4号は終わりました。

議長 報告第5号の質疑を行います。質疑はありませんか。

6 金田 すみません。基本的なことで、先ほど一般会計は繰越しの上限額が5億とおっしゃいましたが、特別会計は上限はありませんか。

副町長 先ほどの一般会計は、補正予算においてここまでの金額を繰越明許費として議会で認めていただいた金額で、そのあと事業の執行で前払金等で執行していったお金は、平成30年度に執行してしますので、その分を除いた額を翌年度へ、要は令和元年度に繰越したということで、このあと出ます簡易水道と公共下水道については、平成30年度の議会終了後の最後の数字が固まった段階で補正予算を作らせていただいて、前回の臨時会の際に専決処分で報告させていただいた内容ですので、この繰越し、金額の欄の60,007千円と翌年度繰越額が同額になっているのは、最終的に数字が確定して補正予算を作った関係で同額となっているものですので、一般会計とは若干異なる形になってますけど、一般会計はとにかく30年度で執行できたものは支払いのほう済んでますので、その支払いがされてない部分を繰越したということです。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 ないようですので、これで質疑を終わります。報告第5号は終わりました。

議長 報告第6号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 これで質疑を終わります。報告第6号は終わりました。

議長 日程第9、議案第47号「設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 47 号「設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出するものであります。本議案につきましては、働き方改革の一環として、職員の健康保持の観点から長時間労働の是正のための措置として、超過勤務命令を行うことができる時間の上限を人事院規則で定められ、地方公務員についても均衡の原則により、国家公務員の措置等を踏まえ、超過勤務命令の上限を定める所要の措置を規則で規定することから本条例第 8 条正規の勤務時間以外の時間における勤務において規則への委任規定としまして第 3 項を新たに追加するものであります。一方、民間では、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律において、罰則付の時間外労働の上限規制等が本年 4 月から施行されていますが、公務員においては罰則規定はなく、現段階で超過勤務の上限措置の設定にとどまっています。なお、施行日は公布の日からであります。具体的な時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限等、設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正で定める詳細内容につきましては、本日配布しました参考資料に基づき総務課長から説明します。

総務課長 それでは、左上に議案第 47 号参考資料と書いた紙をごらんください。これ、全般の中身については、国家公務員人事院規則で定める内容がこの全体像です。で、設楽町がですね、規則で定めるものについては 4 つの枠のなかの上 2 つについてが設楽町の規則で規定することになります。具体的には、1 つ目の枠で、原則として 1 ヶ月について 45 時間かつ 1 年について 360 時間の範囲以内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとするという、こういう中身を規則で盛り込むことになります。かっこにある部分は、若干特別な勤務を必要とする職員になりますけれども、現在のところ設楽町では該当はありません。2 番目の枠のなかの点の 2 つ目、上限時間を超えて超過勤務を命じた場合には、その要因の整理分析及び検証を行うと、この中身も規則でうたうことになります。参考までに、3 つ目の枠については、国家公務員には適用になりませんが、地方公務員には適用になる法律で、労働安全衛生法というのがございます。で、そちらの関係で医師の面談ということがうたわれておりますので、規則のほうでは、この 3 つ目の枠については、設楽町ではうたいません。という規則を別に改正することになりますので、よろしく願います。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 47 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 この規定どおりにいきますと、町長は 100 時間までは職員に対して勤務を命ずることができるというふうになるんですけども、過労死ラインに

極めて近いというか、月 100 時間の超過勤務、過労死ラインといわれたんですが、それとの関係でこれはまずいんではないかと思うんですが、いかがでしょう。

総務課長 今、議員おっしゃられた 100 時間については、100 時間を超えた場合は本人の申出がなくても医師の面接指導というふうになります。で、基本的には、一番上の枠にあるように、1 ヶ月について 45 時間の範囲以内で必要最小限の超過勤務ということが規定されております。

10 田中 100 時間相当にあたる超過勤務というのは、非常に健康に悪いか体壊すとか、あるいは本当に仕事ができなくなるっていうか、というようなことに、自殺にも繋がるというような報道があって、で、今、総務課長が言われるんだけど、このかっこ書きのなかには 100 時間未満という勤務形態っていうか、それを命令する事態もあり得るといように書いてあるんですが、このことについて今質問しました。

総務課長 そのお問い合わせについては、2 番目の枠をごらんください。大規模災害への対処等の重要な業務であって、特に緊急に処理することを要する業務に従事する職員、または従事していた職員に対しては上限時間を超えて超過勤務を命ずることができる。で、かっこのなかには他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員については 100 時間ということで、災害等で他律的な業務の場合のみ 100 時間、通常の業務は 45 時間という内容になっております。

10 田中 それを承知したうえで質問しているのですが。

すみません。補足。要するに、災害等の重要な業務となっておりますから、場合によっては 100 時間未満の超過勤務を命じる場合があるというふうに規定ですよ、これあくまで規定ですよ、実際に町長がやるかどうか別。まあやらないんでしょうけど。こういう規定では、過労死を招くおそれが設楽町の規定にはあるというふうになるんじゃないでしょうか。

総務課長 そういう理解になりますと、国もそのような決まりになっているという解釈になろうかと思えます。で、そういうやむを得ない場合も想定されているというふうに考えます。

議長 ほかにありませんか。

3 加藤 超過勤務にかかわって、僕は古いことを言うのかもわかりませんが、超勤 4 項目とって、超過勤務はこの 4 項目に当てはまる場合のみ超過勤務を許可するというような、教育公務員に限ってのことかも知れませんが、業務の内容が限定されているようにも思うんですが、そういうものは特にないわけでしょうか。他律的なものであればというふうな話があったんですが。お願いします。

総務課長 100 時間に関しては他律的な業務の比重の高いものとして指定された業務というような内容になっております。で、超過勤務の原則については、特に設楽町としては明確な規定はもっておりません。

5 金田 この 45 時間というのはですね、ふつう役場だと 1 月 22、23 日の勤務になると思います。そうすると、1 日 2 時間程度の超過時間になると思うんですけども、これとは別に、休日に出勤した場合はこれに含まれるわけですか。

総務課長 休日でも、出勤であれば超過勤務の案件でございます。

5 金田 現状で、この 45 時間で皆さん、オーバーする職員はいないんですか。

総務課長 30 年度、昨年度の例でいいますと、45 時間を超えた月が延べ 16 月、複数の人間になりますけれどもあります。

5 金田 今後そういうことがないように、もう指導していくと、そういうことでよろしいですか。

総務課長 はい、そのとおりです。すでにこういう改正にします、流れですよという話を課長会議でも説明をしまして、そういう方向で動くように指示をしております。

議長 ほかに質疑ありませんか。

11 高森 この大規模災害と認定は町が審査するのか、それとも国のほうからそういう指定が来るのか、どういうふうな経緯になってますか。

総務課長 については、町長が定めるというような形になるかと思っておりますので、そのへんはしっかり考えて見極めていきたいと思っております。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。議案第 47 号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 47 号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第 10、議案第 48 号「令和元年度設楽町一般会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、まず説明に入ります前に、本日の開会前に送付しました補正予算にかかる議案を差替えさせていただいたことを、大変御迷惑をかけたまして申し訳ありませんでした。その内容につきましては、6 款 1 項商工費の 4 目観光施設管理費、きららの森整備事業であるビジターセンター建設予定地等の保安林解除のための立木調査委託料を前の送られた補正予算

には計上していましたが、愛知森林管理事務所との事務協議によりまして、合わせて用地確定測量が必要となってまいりましたので、両方の業務を一括して実施するほうが効率的であるという判断のもと、立木調査委託料の補正予算の計上を急ぎ見送りまして、9月議会の補正予算でまとめて計上させていただきますようよろしくお願いします。

それでは、議案の説明に入ります。議案第48号「令和元年度設楽町一般会計補正予算（第2号）」について、今回の補正予算は既定の歳入歳出予算にそれぞれ51,651千円を追加し、予算総額を7,158,561千円とするものであります。歳出から説明しますので、説明書6ページ、7ページをお開きください。このたびの補正予算は、WRC、世界ラリー選手権関連で、11月開催のテストイベント及びその啓発に要する予算の新規計上や地域おこし協力隊活動費等補助金制度の創設に伴う目内の補正、また地籍調査の増額内示に対応する補正が主なものであります。2款総務費1項総務管理費5目企画費は、すべてWRC関連予算の追加であります。8節報償費は、テストイベントにかかる住民ボランティア30名の謝礼で、9節旅費は、全日本ラリー大会視察費をはじめ、東京モーターショー等への参加出展にかかる職員の普通旅費です。11節需用費の食糧費及び12節役務費は、テストイベント当日の住民ボランティア等の昼食代及びボランティア保険料であります。また消耗品費及び印刷製本費は、タオル、のぼり旗や小旗、ポスター、チラシ等の啓発物品の作成やスタッフジャンパー、帽子に要する費用及び当日の警備用誘導灯など、イベント当日の警備に要する物品を予算計上しています。14節使用料及び賃借料は、町道名倉沖駒稻武線、町道名倉津具線等、テストイベントで使用するコースの道路清掃にかかる重機借上料のほか、イベント当日の仮設トイレや観戦者用のバス借上料であります。15節工事請負費は、テストイベント走行予定コースの安全確保のため、側溝の浚渫や道路修繕にかかる道路維持補修工事費を計上しました。なお、今回のWRC関連予算は、各種国際大会対策として特別交付税の措置対象となる可能性がありますので、的確に申請してまいります。続きまして、6目移住定住推進費は、全ての節において今までに執行した費用及び橋本隊員にかかる今後の所要額を残しまして減額し、本年4月1日から施行する設楽町地域おこし協力隊活動費等補助金交付要綱に該当する補助対象経費に基づき、特別交付税参入対象額の1人年間2,000千円を限度に、堀田隊員はじめ3名の隊員及び今後採用予定の新規隊員にかかる活動費やそれぞれの隊員からの提案事業の執行経費を一括して補助金として交付するため、19節に新たに組み替えて計上する補正予算であります。8目ダム対策費については、平成29年度から商工会及び飲食店でダムカレーを検討して

まいりまして、本年秋頃をめどに町内飲食店でダムカレーの提供を開始するため、オリジナルカレー皿やロゴマークにおけるデザインをはじめ、のぼり旗、ダムカード、パンフレット等の作成に要する費用として、19節に設楽ダムカレー推進事業補助金を新規計上したものであります。なお、カレー皿本体の作成につきましては、設楽町水源地域対策協議会で負担し、補助金として執行する経費を設楽町商工会へ交付するものであります。9目地籍調査費は、本年7月に愛知県から17,000千円の国土調査事業等補助金の増額内示がありましたので、地籍調査の事業進捗を図るため、補助金額に対応する津具地区における業務委託料のほか、境界杭、アルミプレート等の調査業務の執行に要する消耗品や草刈り機等の備品購入費、そして事業規模に応じて負担する愛知県国土調査推進協議会負担金を追加計上するものであります。なお、負担金については、補助の対象外経費であります。3款民生費1項社会福祉費2目障害者福祉費及び2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、本年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、東三河で共同調達しているシステムの改修委託であり、全額国県の補助金が措置されます。障害者福祉費は、就学前の障害児の発達支援の無償化にかかる障害者自立支援給付審査支払事務で、児童福祉総務費は保育料無償化に対応するためのものであります。

続いて、歳入について説明しますので、4ページ、5ページをお願いします。15款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金は、歳出額の障害者自立支援給付支払等システム改修委託料の全額1,953千円を補助金として計上するものであります。16款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金は、増額内示された17,000千円に対し4分の3相当額を計上し、2目民生費補助金は、国庫補助金の障害者福祉費補助金と同様、歳出額の全額6,600千円を計上するものであります。最後に、19款繰入金2項基金繰入金4目財政調整基金繰入金は、歳出総額から国県補助金を除いた額を一般財源にかかる財源調整として計上したものであります。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第48号の質疑を行います。質疑はありませんか。

5 金田 歳出の9ページのですね、19節、負担金補助金のところですけども、ダムカレーの問題ですけども、先ほどの説明ですと、本町の飲食店にお願いして、秋くらいに発表ということですけども、もし件数がわかれば、お店の会員数は何件くらいですか。

企画ダム対策課長 今のところ、意向のある業者さんにつきましては14業者ございましてけれども、実際当初から、秋から始めていただく業者はおそらく

7業者くらいではないかという推測でございます。そこで、それらも見込みまして、今この予算要求では10業者分の予算要求をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

議長 ほかにございませんか。

10 田中 7ページの企画費なんですけども、WRCのイベントに町費を投入するということであります。WRCが計画が頓挫してということで、また次の計画をめざしていろいろな準備活動を進めていくということなんですけども、そのために設楽町がこういう予算を組んで、そのイベントにお金を投入すると、これは財政法上どういうふうに理解すればいいのか。妥当なのかどうかということ、思うんですけども、その、競技レースの国際大会に、町がお金を出すということ、1地方自治体がお金を出すということは、町のどういうメリットに繋がって、町民福祉の向上に役立つんだという趣旨で出されるのか。そこらへんを説明していただきたい。

企画ダム対策課長 議員御指摘のとおり、今年度の誘致につきましてはいいことになっておりますけども、2020年の誘致に向けて、今招致に向けて招致委員会のほうは動いているというところでございます。ただ、昨年度からいろんな場面で申し上げているとおり、WRC、世界的な競技でございますので、これが設楽町に来るとということは、そこを見に来ていただけるお客さんですとか、そういった面でまた町内の消費ですとか、町内のPRに繋がるというようなことで、積極的に設楽町としても招致活動をしていこうということで進めておりました。で、今回、2020年度の招致に向けまして、今年度テストイベントというものが開催されることになりましたけれども、やはり使われるコースというのは設楽町の町道、公道等を使われますので、やはりそのへんの維持管理面につきましては、設楽町の責任においてやる必要があるということもございまして、このような予算を取っております。ただ、このレースによりまして破損したり、そういった場合には当然実行委員会といいますか、招致委員会のほうでの手直しということになりますし、残りのいろんな啓発活動につきましては、やはり町独自の誘致活動もしなければいけないということで、町独自の予算を計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

10 田中 私、疑問に思うのは、そういう意義はあると思うんですね。ただ、これ財源を見ますと一般財源。で、そういう招致活動の団体があると思うんですね。主催者とか。そういうところからの財政支援というか、負担がふつつあると思うんですけども、一般財源だけになっているということで、これは将来ともそういう形で一方的に奉仕していくというのか、町が支出していくというふうになるのでしょうか。

企画ダム対策課長 当然、招致委員会といたしますか、実行委員会、日本のほうの実行委員会が持つべき費用と、町独自で、例えば町独自の観覧席ですとか、そういったところを設ける場合にはやはり町のほうで費用のほうを負担しなければいけない、そういった分担はこれから出てくる話かと思えますけども、招致委員会といたしますか、WRCの大元のほうで作るような観覧席ですとか、そういったものにつきましては当然向こう持ちの費用となると。それ以外に、また町のほうでそういったことをしたい場合は、それは町独自でもっていかなければならない、そういったようなこれから負担になっていくと思っております。以上です。

11 高森 7ページですが、ラリーですので当然ギャラリー席へ事故が発生するようなそういう可能性もあるんですが、そういうときの、重篤な事故に関しての町の責任とか保険関係はどんなふうに算定されているのでしょうか。

企画ダム対策課長 よく海外のラリーとかを見ますと、わりと走行レーンのすぐそばまでお客さんが来ているような状況があると思えますけども、ただ日本の場合は、全日本ラリー、ちょっと名称のほう忘れちゃったけども、相当そういった面で厳しいルールがあるということで、高さ制限ですとか、観客席の、ですので、そういった面で安全性を確保したものになってくると思えますけども、当然、事故等につきましては主催者側の責任ということになっていくと思っております。以上です。

議長 ほかありませんか。

3 加藤 説明があったのか、聞き落としているかもわかりませんが、今のWRCのイベントの中の工事請負費の道路維持補修工事 10,000 千円という、ジャストの金額で計上されているわけですが、これ予算のめどが立たないので丸投げのような形になっているのか、それともめどが立っていて 10,000 千円ジャストだったのか、説明をお願いします。

建設課長 今回の予算を計上するにあたりまして、現地のほう確認いたしまして、見積もり等を徴収して重機借上で行えるものと工事として発注しなければいけないものを分けました。その中で積算していった結果が、このちょうど工事費 10,000 千円という形で出ておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

議長 ほかよろしいですか。

6 金田 ボランティア謝礼が計上されていて、すごい安いですが、業務内容はわかっていますか。

企画ダム対策課長 今回テストイベントということで、ボランティアということで計上させていただいておりますけども、この方々につきましては、例えば運営班ですとか、いろんな広報班ですとか、啓発班といったように、

2020年の実行委員会の立ち上げに繋がるような、そういったようなことも含めまして、そういった業務に当たってもらいたいと思っております。

議長 ほかありませんか。

(なし)

議長 それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。議案第48号は所管ごとに分けて総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第48号を所管ごとに分けて委員会に付託します。

議長 日程第11、発議第2号「特別委員会の設置について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

5 金田 発議第2号「特別委員会の設置について」、特別委員会を設置したいので、設楽町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。名称は設楽ダム対策特別委員会、目的は設楽ダムについての調査研究、委員の定数は6人、期間は目的達成までです。提案者は、設楽町議会議員金田敏行、賛成者は、設楽町議会議員田中邦利。

提案の理由を説明します。設楽ダム事業は、昭和48年11月に愛知県から設楽町及び設楽町議会に対して、設楽ダム建設計画に基づく調査実施の申し入れと協力の要請がされて以来36年間の永きにおける協議の末、損失補償基準及び建設同意に関する協定を平成21年2月に締結した。これを受け、設楽ダム関連事業が順調に推移していくものと思われた矢先、全国のダム事業について再検証が行われることになりました。設楽ダム事業に関しては、平成22年11月から平成25年2月まで「設楽ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場」が開催され、平成26年4月に国土交通大臣によって継続の決定がされました。こうした状況の中で設楽町議会としても、設楽ダム関連事業に関する専門的な調査研究と町の重要課題の一つである設楽ダム建設同意に係る確約事項が、平成21年2月の建設同意に基づき着実に進められていくことの確認を行うため設楽ダム対策特別委員会の設置が必要であると考えております。以上で提案理由の説明を終わります。

議長 発議第2号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。発議第2号の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。発議第2号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。発議第2号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ここで休憩としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩とします。議員の方は、委員会室へお集まりください。

休憩 午後3時15分

再開 午後3時25分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りします。設楽ダム対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、原田直幸君、加藤弘文君、金田敏行君、土屋浩君、山口伸彦君、高森陽一郎君の6名を指名したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。設楽ダム対策特別委員会の委員の方には、次の休憩中に委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

お諮りします。ここで休憩としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩とします。

休憩 午後3時26分

再開 午後3時31分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。設楽ダム対策特別委員会における正副委員長の選任の報告がありましたので、報告いたします。委員長に土屋浩君、副委員長に山口伸彦君が選任されました。

議長 以上で本日の日程はすべて終了しました。本日はこれで散会といたします。

散会 午後3時32分